

資料紹介 明治期障壁画制作に係る内匠寮工事録 (一) 明治三一年から同三三年まで

中野 志保

資料の概要

二条城二之丸御殿の中には、二条城が皇室の離宮となっていた時期(以下、離宮時代)に制作された障壁画がある^①。先行研究においては、これらの障壁画の意匠を監修したのは、明治宮殿の障壁画の意匠を監修した経験を持つ山高信離(一八四二―一九〇七)であり、明治宮殿と同様に、正倉院宝物や平家納経を参照した意匠が採用されたこと^②、制作時期は明治三一年(二八九八)から三五年(一九〇二)であり、また、画工として関わった絵師達の名前と担当箇所が、部分的に示されている^③。これらの情報の典拠となっているのが、宮内庁宮内公文書館が所蔵する工事録である。工事録とは、宮内省の各部局・事業所が行った建築・土木関係の工事に係る行政文書等を収載したものである^④。

本稿では、二之丸御殿明治期障壁画についての基礎研究の一助とすべく、皇室に関係する施設の造営や管理を担った内匠寮^⑤による明治三一年(以下、三一年)から同三三年(以下、三三年)の工事録(以下、内匠寮工事録)計三五冊中、二之丸御殿障壁画の新作と貼り替え(以下、内匠寮工事録内での記載に合わせ、障壁画は「張付」、貼り替えは「張替」と記す)工事に関わる箇所を掲載した九冊について、また、明治三三年起工分の落成上申を収録した明治三四年(一九〇一)の内匠寮工事録一冊について、当該箇所を抽出して翻刻すると共に、関連する資料を交えてその内容を紹介する。なお、明治三四年(一九〇一)以降に起工した張付張替工事に係る内匠寮工事録及び関連資料は、別稿にて紹介する予定である。

明治三一年から同三三年の内匠寮工事録には、二之丸御殿の貼付張替工事に際して内匠寮が作成した稟議書や回覧書、往復書簡等が収載されている。これらは、案件毎に号数と名称を付けてまとめられており、各案件は、概算稟議と

伺及往復、そして落成上申に分類されている。概算稟議とは、宮内省内における、各工事の予算と施工内容についての稟議、伺及往復とは、内匠寮と、例えば、当時、二条離宮を管理していた主殿寮京都出張所等^⑥、外部との照会や回答等の案文や書簡、落成上申とは、工事の竣工の報告であり、施工した内容、決算高等が記載されているのに加え、各請負者への支払い項目や金額等を記した内訳書が付いている。

以下の翻刻では、これらを、収載される内匠寮工事録の作成年度、巻数、案件の号数、収載されている順番に記す。各内匠寮工事録の冒頭には、最初に、筆者による資料番号を【】に入れて記し、次に表題を、最後に宮内庁による識別番号を○に入れて記す。これら各内匠寮工事録内の各案件の冒頭には、号数及び目次で記される案件名を記す。そして、案件内の各文書の冒頭には、内匠寮及び主殿寮出張所による文書番号を□に入れて表題とし、その後ろに、筆者が翻刻文掲載順に付けた整理番号を◇に入れて記す。なお、資料内の押印は、決裁の承認印として押印されたものだけを翻刻の対象とし、花押については人物比定できる場合は役職名の横に人物名を記した。また、文書の枠外の情報については、文書番号を除き翻刻の対象外とした。加えて、資料内の朱書きは、墨書きと区別せず翻刻した。

なお、これらの文書は日付順に収載されていないため、時系列的に出来事を把握することが容易ではない。そのため、本稿の末尾には、これらの概要を日付順に記載し、別表として添付しているので参照されたい。

【資料01】『内匠寮 明治三十一年 工事録二』概算稟議

(識別番号…三九八四・二)

第一号 二条離宮張付仕替費及上水樋改良鉄管敷設費ノ繼續費用支出

〔内匠寮第一号〕(整理番号…1)

内匠寮第老号

立案 明治三十年十二月六日

内匠頭股野琢 (印)

決裁 明治同年同月廿二日

大臣 (印) (主方) (渡辺千秋) 内蔵頭 (花押) 内蔵助

次官 (印) (正証) 調査課長 調査課次長

三十一年度繼續臨時費支出ノ義稟議

宮殿費 宮殿土木費 京都二条離宮張付仕替費

高金四万千參拾六円式拾六銭式厘

一、金式千參百九拾參円拾參銭七厘

外金參万八千六百四拾參円拾式銭五厘 五ヶ年繼續

但京都二条離宮張付仕替費支出

(中略)

〔貼紙〕 一東京府(交渉ノニ取調候処本文ノ高金ニ相成候 (印) (早野)

右有前記但書ノ事由ニ依テ要スル経費ニ付、支出相成度此段稟議候也

追テ現場着手ノ際ハ、設計書相添更ニ稟議可及候

第一七号 二条離宮白書院入側天井及壁張付張替

〔内匠寮第四十号〕(整理番号…2)

内匠寮第四十号

立案 明治三十一年二月三日

内匠頭股野琢 (印)

決裁 明治卅一年二月九日

大臣 (印) (主方) (渡辺千秋) 内蔵頭 (花押) 内蔵助 (印) (中田)

次官 (印) (廣徳) 調査課長 (印) 調査課次長 (印) (津澤)

三十一年度 臨時費

宮殿費 宮殿土木費 京都二条離宮張付仕替費

高金四万千參拾六円式拾六銭式厘

一、金式千參百九拾參円拾參銭七厘

但京都二条離宮張付仕替費支出

外金參万八千六百四拾參円拾式銭五厘 三十二年度以降 五ヶ年繼續

右者京都二条離宮張付仕替之義ハ、曩ニ稟議決裁之處、今般現場著手及度、

設計書相添、此段稟議候也

〔匠二套第二八八号ノ臨第一七号〕(整理番号…3)

二条離宮白書院入側天井造并ニ小壁張付張替概算書

頭 (印) (股野) 技師 土木課 (印) (河面)

庶務課 (印) (不明)

會計課 (印) (早野)

監査課 (印) (香藤)

臨第一七号

高金四万千參拾六円式拾六銭式厘

一、金式千參百九拾參円拾參銭七厘 三十一年度現金支出ノ分

外

金參万八千六百四拾參円拾式銭五厘 三十二年度以降ノ分

内訳

名称	員数	価格	小計
大半紙	四千六百枚	三五〇	一六一〇〇
半紙	式万三千九百枚	一六〇	三八二四〇
美濃紙	三千百枚	三八〇	一一七八〇
大直紙	式千百式拾枚	六五〇	一三七八〇
鳥子紙	七百九拾六枚	一〇〇	七九六〇〇
煮皮	壹貫七百七拾目	一〇〇	一七七〇
四分一長巻間	三百五拾本	一八〇	六三〇〇〇
金泥	式百九拾壹目八分 壹厘九毛	五〇〇〇	一、四五九〇九五
経師職	式百式拾壹人	五〇〇	一一〇五〇〇
糊	式拾六貫目	〇二〇	五二〇〇
画工	三百九拾八人	一〇〇〇	三九八〇〇〇
現場付雇	百人	五〇〇	五〇〇〇〇

板張枳	六坪	五五〇〇	三三〇〇〇
足代損料	四拾間	三五〇〇	一四〇〇〇
工作場取設	拾坪	六〇〇〇	六〇〇〇〇
大工職	三拾人	五〇〇〇	一五〇〇〇
大小釘	壹貫貳百四拾四目	五〇〇〇	六二二
諸手伝	六拾七人	三五〇〇	一三四五〇

一八拾八坪四分三厘 張付坪

右仕様白書院入側及同脇之間天井有壁地付共張付張替ニ付、足代架設、在来紙取放シ、下地枳損シノケ所ハ取繕之上、骨ノ張大半紙、箕ノ張四返半紙相用、箕ノ押へ大半紙、袋張半紙式返張り、請張美濃紙相用、上張鳥ノ子紙ニ、大直紙ヲ以テ裏打致シ、仮張之上、金泥引壹坪ニ付平均三目三分遣ヒ出来ノ后、上張付致シ、四分一打出来之事

(図1…二之丸御殿白書院の四方入側と付属の間に着色)

【資料02】『内匠寮 明治三十一年 工事録九』伺及往復

(識別番号…三九八四・九)

第一七号 二条離宮白書院入側天井並小壁張付張替ノ儀著手可然旨主殿寮出張所長へ回答並実地指導方京都博物館長へ依頼ノ件

〔匠一套第二六号ノ二〕(整理番号…4)

明治卅一年二月九日

頭 (印) (股野)

属 (印) (不明)

会計課 (印) (永田)

土木課 (印) (木子清敬)

匠一套第二六号ノ二

主殿寮出張所長へ回答案

一、金式千参百九拾参円拾参銭七厘

〔高野番号
臨第一七号〕

但二条離宮白書院入側天井并二小壁張付張替費

右費額ヲ目途トシ起工之儀、甲第一六号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候条、御著手相成度、此段及御回答候也

明治三十一年二月九日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ本文張付金泥之儀ニ付、別紙之通帝國京都博物館長へ照会致置候条、右様御承相成度、此旨申添候也

〔匠一套第二六号ノ三〕(整理番号…5)

明治卅一年二月九日

頭 (印) (股野)

属 (印) (不明)

土木課 (印) (木子清敬)

匠一套第二六号ノ三

帝國京都博物館長へ照会案

二条離宮白書院入側天井并小壁張付張替本年度ニ於テ施工之处、右張付金泥之儀ハ美術的事業ニ付、実地著手ノ節ハ、主殿寮出張所長ヨリ御協議可致候条、御意見御示シ相成候様致度、此段及御依頼候也

明治三十一年二月九日

内匠頭

帝國京都博物館長

〔匠一套第二六号ノ主営甲第一六号〕(整理番号…6)

匠一套第二六号

主営甲第一六号

一、金式千参百九拾参円拾参銭七厘

但二条離宮白書院入側天井并二小壁張付張替費

右者、予而請求致置候处、今般五ヶ年継続臨時費ノ科目ヲ以テ御治定相成候ニ付而者、右費額ヲ目途トシ起工致可然哉、概算内訳書并二凶面相副此段及御照会候也

明治三十一年一月廿八日

主殿寮出張所長飯田巽 (印)

内匠頭股野琢殿

追テ右張付金泥之義者、美術の事業ニ有之候間、実地着手之節者山高京都博物館長へ合議取扱度候条、同氏へ御依頼相成候様致度、此段申添候也

〔匠一套第二六号ノ五〕（整理番号…7）

明治卅二年二月十六日

頭代理（印）

属（印）

土木課（印）
（木子清敬）

匠一套第ノ二六号ノ五

主殿寮出張所長へ通知案

二条離宮白書院入側天井并小壁張付金泥（着）著手ノ節協議方ノ儀ニ付、帝国京都博物館長ヨリ別紙写之通回答有之候条、此段及御通知候也

明治三十一年二月廿三日

内匠頭

主殿寮出張所長

〔匠一套第二六号ノ四〕（整理番号…8）

匠一套第ノ二六号ノ四

第一二七号

二条離宮白書院入側天井并小壁張付張替本年度ニ於テ御施工之處、右張付金泥之義ハ美術の事業ニ付実地御着手之際、主殿寮出張所長ヨリ御協議之上意見申出候様御依頼ノ趣、承知致候、此段及回答候也

明治三十一年二月十四日

帝国京都博物館長 山高信離（印）

内匠頭股野琢殿

〔匠一套第二六号ノ七〕（整理番号…9）

明治卅一年六月廿九日

属（印）
（黒澤）（印）
（不明）

頭代理（印）
（股野）

會計課（印）
（星野）

土木課（印）
（木子清敬）

監査課（印）
（正岐）

匠一套第ノ二六号ノ七

主殿寮出張所長へ回答案

本月廿四日付甲第五六号御照会ニ係ル二条離宮ニノ丸白書院入側及小壁張付共張替ニ付、右図案取調方山高京都博物館長へ依頼之處、右出来御送付相成、且右図ヲ以テ概略模様ヲ定メ置キ、実地ニ於テ幾分ノ取捨相加度、同館長ヨリ談示有之候趣、御申越之通異存無之候、將又該経費甲乙ニ様取調御送付之處、右ハ乙印ノ分ニテ宜敷候ニ付、右様御承知可然御取計相成度、此段及御回答候也

明治三十一年六月三十日

内匠頭

代理

主殿寮出張所長

追テ図面之義ハ小包郵便ヲ以テ及御返付候ニ付、右様御承知相成度、此旨申添候也

〔匠一套第二六号ノ六〕（整理番号…10）

匠一套第ノ二六号ノ六

主官甲第五六号

二条離宮ニノ丸白書院入側及小壁張付共張替可致ニ付、予テ山高京都博物館長へ協議之上、同人手元ニ於テ図案取調之義依頼致置候處、今般出来候間供御一覽候、尤モ御図者真之草稿ニ止リ候ニ付、更正ヲ要スルケ所可有之候得共、時日遷延ニ及ヒ候ニ付、右図ヲ以テ概略模様ヲ定メ置、実地ニ於テ幾分之取捨相加度旨、山高氏ヨリ談有之候ニ付、右様御承知有之度、將又御経費之儀者三寸小箔ニテ方杓二枚掛、則壹坪ニ付八百枚ノ割合ヲ以テ御見積候處、甲印之通金千九百参拾四円五拾参銭式厘之高額ニ相成、到底予算内ニテ支算難致候間、出来ノ上者敢テ差違無之趣ニ付、切廻シ箔ニテ壹坪凡式匆七分遣

明治期障壁画制作に係る内匠寮工事録 (一) 明治三一年から同三三年まで (中野)

事由	名称	数量	価格	小計金
入側有壁張付 式七坪五分八厘	中焼三寸小箔	老万二千参拾式枚 老坪二付四百枚遣	百枚二付 式円五十銭	金貳百七拾五円 八拾銭
同	純金三寸小箔	同四百拾式枚遣	同	金百貳拾壹円五 拾五銭八厘
同	青三寸小箔	同五百拾六枚	同	金百拾壹円貳拾 式銭
同	銀箔	同千百参拾式分	同	金参拾壹拾壹銭
同	純金泥	同拾七匁五分八厘	同	金百六拾五円四 拾八銭
同	画工	同参百五拾八人五分	同	金参百貳拾式円 六拾五銭
同	中焼三寸小箔	同老万八百参拾式枚	同	金貳百七拾八 拾銭
同	純金三寸小箔	同四千参百参拾式枚八分	同	金百八拾壹円参 拾壹銭八厘
同	青三寸小箔	同五千四百拾六枚	同	金百八拾参拾式 銭
同	銀箔	同老千八百拾参式分	同	金参百貳拾五 銭
同	画工	同貳百参拾八人貳分	同	金貳百七拾八 銭

内訳

二条離宮白書院入側有壁及天井共御張付砂子蒔泥引御入費内訳書
一合金 老千九百老拾四円五拾参銭式厘

原在泉

甲

追テ図面之儀ハ小包郵便ヲ以テ差出置候ニ付、右様御承知相成度、此段申添候也

内匠頭代理
文事秘書官股野琢殿
主殿寮出張所長心得 栗津職綱 (印)

明治三十一年六月廿四日

ノ割合ニテ為見積候処、乙印之通金千六百拾壹円参拾九銭参厘ニ相成、支算之道可相立候ニ付、乙印之分ニテ宜敷候哉、併テ及御間合候条、至急何分之御回答有之度、此段及御照会候也

事由	名称	数量	価格	小計金
入側有壁張付貳拾七坪五分八厘	中焼切廻箔	参拾八匁六分老厘 老坪壹匁四方遣	老匁二付 五円貳拾銭	金貳百円七拾七 銭
同	青切廻箔	同拾五匁四分四厘	同	金九拾五円七拾 銭八厘
同	純金切廻箔	同拾五匁四分四厘	同	金八拾六円八拾 五
同	紙金泥	同拾七匁参分	同	金八拾六円八拾 五
同	銀箔	同老千百参拾式分	同	金参百参拾壹 銭
同	画工	同参百四拾五人	同	金百六拾五円四 拾
同	中焼切廻箔	同老拾七匁五分八厘	同	金百六拾五円四 拾
同	純金切廻箔	同老拾七匁四分老厘	同	金百九拾七円七 拾
同	青切廻箔	同老拾七匁四分老厘	同	金百九拾七円七 拾
同	画工	同老拾七匁四分老厘	同	金百九拾七円七 拾
同	中焼切廻箔	同老拾七匁四分老厘	同	金百九拾七円七 拾
同	純金切廻箔	同老拾七匁四分老厘	同	金百九拾七円七 拾
同	青切廻箔	同老拾七匁四分老厘	同	金百九拾七円七 拾
同	画工	同老拾七匁四分老厘	同	金百九拾七円七 拾

内訳

二条離宮白書院入側有壁及天井共御張付砂子蒔泥引御入費内訳書
一合金 老千六百拾壹円参拾九銭参厘

原在泉

乙

主殿寮出張所
會計課御中

明治三十一年六月

原在泉

上京区中立売通室町西入三丁目老番戸

右之通御座候也

事由	名称	数量	価格	小計金
東溜間壁張付 拾五坪四厘	中焼三寸小箔	式千六百参拾式枚 百七拾五枚遣	百枚二付 式円五拾銭	金六拾五円八拾 銭
同	青三寸小箔	同老千七百拾八枚	同	金貳拾貳円五拾 六銭
同	中焼三寸小箔	同老千四百六枚	同	金参拾五円拾五 銭
同	青三寸小箔	同老七百拾五枚遣	同	六銭
天井張付 八坪四分	中焼三寸小箔	同老千四百六枚	同	金参拾五円拾五 銭
同	青三寸小箔	同老七百拾五枚遣	同	六銭
同	画工	同六百四拾八分遣	同	金拾貳円九銭六 厘
同	画工	同九拾六人六分 拾老八人五分	同	金八拾六円九拾 四銭

東溜間壁張付 拾坪四厘	中焼切廻箔	九匁三分參厘遣 六分式厘遣	忝匁二付 五匁式拾錢	金四拾八匁五拾忝 金六厘
同	青切廻箔	參匁九分忝厘 式分六厘遣	同 四匁五拾錢	金拾七匁五拾九錢 五厘
同天井張付 八坪四分	中焼切廻箔	同 五匁四厘 式分六厘遣	同 四匁五拾錢	金拾六匁式拾五 錢八厘
同	青切廻箔	同 式分忝分 式分五厘	同 四匁五拾錢遣	金九匁四拾五錢
同	画工	同 八拾四人 拾人宛	同 九拾錢 忝人二付	金七拾五匁六拾錢

右之通御座候也

明治三十一年六月
上京区中立売通室町西入三丁目老番戸
原在泉

主殿寮出張所
會計課御中

【資料03】『内匠寮 明治三十一年 工事録十一』落成上申

(識別番号：三九八四、一一)

第五一号 二条離宮白書院入側天井並壁張付張替

〔臨第拾七号〕〔整理番号：11〕

立按 年 月 日
主内匠寮技手柴田四子吉 (印)

決裁 年 月 日

長 (印)

會計課 (印) (梶田)
會計課長 (印) (永井)
會計課長 (印) (寺西)

臨第拾七号

二条離宮白書院入側天井並壁張付張替工事仕上々申書

決裁 明治三十一年二月九日

概算高 金式千參百九拾參円拾參錢七厘

決算高 金式千參百式拾四円九拾式錢四厘

起工 明治三十一年三月十九日

竣工 明治三十一年十二月廿五日

出来形

在来張付七拾八坪忝分取放シ、大半紙ヲ以テ骨縛リ致シ、半紙ニテ四枚掛箕張、大半紙ニテ箕押へ、袋張式拾枚掛テ半紙相用ヒ、大直紙ヲ以テ請張致シ、上張ハ鳥ノ子紙柱間ニ応シ継合セ、美濃紙ヲ以テ喰先繼ニ裏打式枚掛ニ致、各板張ニ掛ケ、入側壁式拾七坪五分八厘金泥引遠山形砂子蒔、同天井式拾七坪八厘雲取金砂子蒔切箔押へ、東溜リノ間壁并天井共式拾參坪四分四厘金砂子蒔張付出来

職名/品目	金額	事由	人名
大工職	五八四五〇	画工場取建費	小島佐兵衛
同	二八五〇〇	飯張梓仕拵へ費	小林瀧之助
同	三一五〇五	有壁及天井張付費	清水新助
同	四一〇五〇	飯張梓取付費	同人
同	八〇五五〇	場所付雇給料	三角有経
同	五八一〇四	本紙砂子蒔泥砂引画工料	原在泉
同	八八九〇六	金銀箔及金泥買上費	福田重助
同	六〇七五〇	場所付雇給料	森田昌保
同	一一〇〇〇	御襖絵画縮写料	菊池芳文
同	二一〇〇〇	天井張付絵様取及縮写料	岸九岳
同	六七〇〇〇	画工場日覆取設費	小島佐兵衛
同	四五〇〇〇	天井其他掃除人夫買上費	福井彦太郎
同	六四〇〇〇	天井格縁金具釘買上費	高木忠兵衛
同	二四一五〇	張付梓天井釣修繕費	三上吉兵衛
同	三六〇〇〇	同天井釣修繕大工買上費	同人
同	二二五五〇	場所付雇給料	柴田直之輔
同	五二六〇七	入側張替用金箔買上費	福田重助
同	二八七〇〇	場所付雇給料	土肥藤助
同	一一一〇〇	同断	西川伝次郎
同	一三三二〇	長押蓋其他小繕費	三上吉兵衛
同	一三三一二	張付下繕外御障子張替費	清水新助
同	九〇〇	上敷々替費	大村房之助
同	八〇〇	掃除人夫買上費	梶井虎太郎
同	四五〇〇〇	場所付雇給料	三角有経
同	四五〇〇〇	同断	森田昌保
同	一三二四九二四		
同	六八二二三		
合計			

〔臨第一七号〕〔整理番号：12〕

長 (印)

會計課 (印) (梶田)
會計課長 (印) (永井)

臨第一七号

明治期障壁画制作に係る内匠寮工事録 (一) 明治三十一年から同三十三年まで (中野)

二条離宮白書院入側天井並壁張付張替工事仕上々申書
 會計課長 (印) (寺西)

宮簿番号	年	月日	摘要	概算同高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨一七	三二	二ノ九	決裁額	三三九三三七			
			内訳				
			一式請負費				
同ノ一	同	三ノ一九	画工場取建費		五八四五〇	小島左兵衛	三月廿八日
同ノ三	同	三ノ三二	有壁及天井張付費		三二一五〇五	清水新助	十二月十日
同ノ四	同	同	仮張枠取付費		四一〇五〇	同人	五月十七日
			計		四一〇〇五		
			物品購入費				
同ノ七	同	七ノ二〇	金銀箔及金泥買上費		八八九〇六〇	福田重助	十一月廿九日
同ノ三	同	三ノ一〇	天井格縁金買上費		六四〇〇	高木忠兵衛	十一月二日
同ノ七	同	五ノ二八	金箔及金泥買上費		五二六〇七	福田重助	十二月三日
			計		九四八〇六七		
			職工費				
同ノ二	同	三ノ三〇	仮張枠仕替費		二八五〇〇	小林瀧之助	四月二日
同ノ五	同	六ノ二六	場所付雇給料		八五〇五〇	三角有経	十二月二十二日
同ノ五	同	二ノ二	御用都合ニ依リ減更		八五〇〇五〇		更正 十一月廿二日
同ノ五	同	七ノ二〇	画工給料		五八一〇四〇	原在泉	十一月廿八日
同ノ八	同	七ノ二六	場所付雇給料		七二五五〇	森田昌保	十二月廿二日
同ノ八	同	三ノ二二	御用都合ニ依リ減更		七一五五〇		更正 十一月廿二日
同ノ九	同	八ノ一	御換絵画縮写料		六〇七五〇	森田昌保	十二月廿二日
同ノ一〇	同	八ノ九	天井張付絵模様取及縮写料		二二一〇〇	菊池芳文	八月六日
同ノ一一	同	二ノ四	画工場日覆取設費		六七〇〇	小島佐兵衛	同日
同ノ一二	同	一ノ〇	天井其他掃除夫雇費		四五〇〇	福井彦太郎	十月廿七日
同ノ一四	同	三ノ一	張付枠天井約繕費		二四一五〇	三上吉兵衛	十一月二日
同ノ一五	同	二ノ八	同断		三六〇〇〇	同人	同日
同ノ一六	同	二ノ八	場所付雇給料		二二五五〇	柴田直之助	十二月三十一日

同ノ一八	同	二ノ一	同断		二八七〇〇	土肥藤(之)助	同日
同ノ一九	同	二ノ一	同断		二六六五〇	西川伝次郎	十二月廿八日
同ノ一九	同	二ノ八	解雇ニ付減更	二六六五〇			更正 十一月廿八日
同ノ一九	同	二ノ八	場所付雇給料		二二一〇〇	西川伝次郎	十二月廿八日
同ノ二〇	同	二ノ六	長押蓋其他小繕費		一三二〇〇	三上吉兵衛	十二月廿八日
同ノ二二	同	同	張替費		一三二〇〇	三上吉兵衛	一月六日
同ノ二二	同	同	張付下繕ヒ外側障子		一三三一二	清水新助	同日
同ノ二三	同	同	上敷々替費		九〇〇	大村房之助	同日
同ノ二四	同	同	掃除人夫買上費		八〇〇	福井彦太郎	同日
同ノ二五	同	同	場所付雇給料		四五〇〇	三角有経	十二月三十一日
			計		九六五八五二	森田昌保	同日
			決算額	二二九三二三七	二二九三二四二		
			仕上減	六八二二三			

右之通相違無之此段上申候也
 明治三十一年一月十七日 主任内匠寮技手柴田四子吉 (印)
 主殿寮出張所長心得栗津職綱殿
 (図2) 二之丸御殿白書院の四方入側と付属の間に着色)

【資料04】『内匠寮 明治三十一年 工事録二』概算稟議 (識別番号三九八五二二)

第一号 二条離宮張付仕替費外三廉継続年度割支出

〔内匠寮第一号〕〔整理番号…13〕

立案 明治三十一年十二月十日

決裁 明治三十一年 〃 月廿六日 内匠頭堤正誼 (印)

大臣 (印) 内蔵頭 (花押) 内蔵助 (印)

次官 (印) 調査課長 (印) 調査課次長 (印)

三十二年度

継続臨時費支出ノ義稟議

宮殿費 宮殿土木費 京都二条離宮張付仕替費

高金四万千参拾六円式拾六銭式厘
一、金六千式百参拾円也

外金二千参百九拾参円拾参銭七厘 三十一年度所属

金参万式千四百拾参円拾式銭五厘 三十三年度以降支出

但京都二条離宮張付仕替費支出

(中略)

右者、前記但書之事由ニ依テ要スル経費ニ付、支出相成度、此段稟議候也
追テ設計書調整、更ニ稟議可及候

第一〇号 二条離宮黒書院入側天井及小壁張付仕替

[文書番号欠] (整理番号・14)

立案 明治三十二年一月廿六日

決裁 明治三十二年二月一日

大臣 (印) 内蔵頭 (花押) 内蔵助 (印)

次官 (印) 調査課長 (印) 調査課次長 (印)

三十二年度 臨時費

宮殿費 宮殿土木費 京都二条離宮張付仕替費

高金四万千参拾六円式拾六銭式厘

一、金六千式百参拾円也

但京都二条離宮張付仕替費支出

外 金式千参百九拾参円拾参銭七厘 三十一年度所属

金参万式千四百拾参円拾式銭五厘 三十三年度所属

右者京都二条離宮張付仕替費之義ハ、曩ニ稟議決裁之処、現場著手及度、設計書相添、此段稟議候也

一本議ハ予算元額ニ組入御裁定ノ分 内蔵寮

[臨第八号] (整理番号・15)

二条離宮黒書院入側天井并小壁張付張替費概算書

土木課 (印) 庶務課 (印)

庶務課 (印)

頭 (印)

臨第八号

高金四万千参拾六円式拾六銭式厘

一、金六千式百参拾円也 三十二年度現金支出ノ分

外

金式千参百九拾参円拾参銭七厘 三十一年度所属

金参万式千四百拾参円拾式銭五厘 三十三年度所属

内訳

名称	員数	価格	小計
骨縮張共大半紙	老万千六百枚	二九〇	三三六四〇
箕張及袋張半紙	五万式千枚	一八〇	九三六〇〇
浮張用大直紙	六千七百枚	九〇〇	六〇三〇〇
上張裏打用美濃紙	老万四百枚	四六〇	四七八四〇
天井有壁上張大鳥子	式百六拾四枚	四八〇	一二六七二〇
檜上花塗四分一	参百式拾本	二〇〇	六四〇〇〇
糊	参拾式貫目	二七〇	八六四〇
経師職	参百四拾五人	六〇〇	二〇七〇〇〇
同手伝	百五拾人	四〇〇	六〇〇〇〇
箔押経師職	七百四拾人	六〇〇	四四四〇〇
純金泥	参拾五匁	五四〇	一八九〇〇〇
金箔	五百参拾目	四五〇	二三八五〇〇〇
絵ノ具	一式	九〇〇	四七八七六〇
画工	千五百九拾人	六〇〇	一四三一〇〇〇
長押蓋板桧繕天井	式百九拾人	六〇〇	一七四〇〇〇
張付下天井釣木直大工職	百五拾人	四五〇	六七五〇〇
大工手元洗拭掃除薦人足	五拾人	六〇〇	三〇〇〇〇
天井金物直鉸打鏝職	一式	六〇〇	二九〇〇〇
足代損料	五百人	六〇〇	三〇〇〇〇〇
場所付雇			

右仕様張付総坪百三拾壹坪六合八勺ノ内、溜リノ間天井三坪三拾二坪ヲ引去、残九拾三坪六合八勺在来ノ張付取放シ、大半紙ヲ以テ骨縮張致、半紙箕張、大半紙ニテ箕押へ、袋張半紙押へ、大直紙ニテ請張致、上ハ張ハ鳥子別渡裏打美濃紙式枚掛、各仮張掛、箔押画工ニテ絵模様出来ノ上、現場取付四分一等入念ニ出来ノ事

會計課 (印) 監査課 (印)

(図3) 二之丸御殿黒書院の北・南・西入側に着色、北・南・西・東入側に点線

【資料05】『内匠寮 明治三十二年 工事録十』伺及往復

(識別番号三九八五-10)

第七号 二条離宮黒書院入側天井及小壁張付張替工事着手可然旨主殿寮出張所長へ回答並実地指導ノ儀京都博物館長へ依頼ノ件 (四月)

〔匠一套第二二号ノ二〕(整理番号・16)

明治卅二年二月四日

頭 (正蓋) (印)

属 (黒澤) (早野) (不明) (印)

会計課 (和出) (印)

土木課 (和出) (印)

匠一套第二二号ノ二

主殿寮出張所長へ回答按

一、金六千式百参拾円也 營繕番号「臨第八号」

但二条離宮黒書院入側天井及小壁張付張替費

右費額ヲ目途トシ起工之儀、甲第三号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候ニ付、御著手相成度、此段及御回答候也

明治三十二年二月八日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ本工事著手之節協議之儀ニ付、昨年之通帝國京都博物館長へ依囑致置候ニ付、御承相成度、此旨申添候也

〔第三十四号ノ主営甲第三号〕(整理番号・17)

第三十四号

主営甲第三号

二条離宮黒書院入側天井及小壁張付共張替之儀、予テ予算取調差出置候処、本年度ニ於テ高金六千式百参拾円御支出可相成旨御通牒ニ基キ、別紙内訳書差出候条、右金額ヲ目途トシ起工致可然哉、此段及御照会候也

明治三十二年一月十九日

主殿寮出張所長心得栗津職綱 (印)

内匠頭 堤正誼殿

追テ右工事ハ美術の事業ニ付、着手之節ハ、昨年之通山高帝國京都博物館長へ合議取扱致度ニ付、予テ同氏へ依囑之儀御申入相成候様致度、此段申添候也

〔匠一套第二二号ノ三〕(整理番号・18)

明治卅二年二月四日

頭 (正蓋) (印)

属 (黒澤) (早野) (不明) (印)

土木課 (和出) (印)

匠一套第二二号ノ三

帝國京都博物館長へ照会按

二条離宮黒書院入側天井及小壁張付共張替之儀、本年度ニ於テ繼續施工可致之処、右張付金泥之儀ハ美術の事業ニ付、昨年之通実地著手ノ節ハ、主殿寮出張所長ヨリ御協議可致候条、御意見御示シ相成候様致度、此段及御依頼候也

明治三十二年二月八日

内匠頭

帝國京都博物館長

〔匠一套第二二号ノ四ノ第五一号〕(整理番号・19)

第五一号

二条離宮黒書院入側天井及小壁張替之儀、本年度ニ於テ繼續施工可相成ニ付、本月八日付匠一套第二二号ノ三ヲ以テ御依頼之趣、承知致候、此段及御回答候也

明治三十二年二月十四日

帝國京都博物館長山高信離 (印)

内匠頭 堤正誼殿

匠一套第二二号ノ四

〔匠一套第五四号ノ主宮甲第一四号〕〔整理番号…20〕

主宮甲第一四号

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案取調候義、予テ山高京都帝國博物館長へ依頼致置候処、今般出来候二付、及御回送候条、右ニ基キ着手致可然哉、尤御図案ハ大体ヲ示シタル迄ニシテ実物調製ニ臨候得者、幾分ノ取捨相加度ニ付、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候間、右御含ノ上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十二年二月廿七日

主殿寮出張所長心得栗津職綱（印）

匠一套第五四号

内匠頭 堤正誼

〔匠一套第五四号ノ二〕〔整理番号…21〕

明治三十二年三月一日

頭（印）
（正誼）

属（印）
（不明）

土木課（印）
（木子清歌）

監査課（花押）
（不明）

匠一套第五四号ノ二

京都主殿寮出張所長へ回答按

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案、山高京都博物館長へ依頼御取調御送付相成候処、右ハ前ノ別図面、御上段外四間ノ天井張付模様御参照ノ上、詮議可致ニ付、右縮写之上御回付相成候様致度、此段及御回答候也
明治三十二年三月一日

内匠頭

主殿寮出張所長

〔匠一套第五四号ノ三ノ主宮乙第六号〕〔整理番号…22〕

主宮乙第六号

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案、曩ニ御送付致候参照之為、

御上段其外絵模様縮写之儀、匠一套第五四号ヲ以テ御照会之趣了承、右別紙之通り縮写為致、及御回送候間、御詮議之上曩ノ図案何分之御答相成度、此段御回答方、及御照会候也
明治三十二年三月三十日

主殿寮出張所長心得栗津職綱（印）

内匠頭堤正誼殿

追テ別紙図面ハ、小包便ヲ以テ御送付候間、御了知相成度、此段申添候也

〔匠一套第五四号ノ四〕〔整理番号…23〕

明治三十二年四月四日

頭（印）
（正誼）

属（印）
（不明）

土木課（印）
（木子清歌）

匠一套第五四号ノ四

京都主殿寮出張所長へ回答按

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案曩ニ御送付相成、且右参照ノ為メ御上段其他絵模様縮写図添付乙第六号御照会之趣了承、右ハ御図案之通ニテ異存無之候条、著手方御取計相成度、此段及御回答候也
明治三十二年四月四日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ上京中ノ山高京都博物館長不日帰京可相成ニ付、同人へ御協議有之度、且御送付ノ図案并縮写図共小包郵便ヲ以テ及御返付候条、御查收相成度、此旨申添候也

第一五号 二条離宮黒書院東溜ノ間及蘇鉄ノ間入側天井並小壁張付張替工事着手可然旨主殿寮出張所長へ回答ノ件（七月）

〔匠一套第一六六号ノ三〕〔整理番号…24〕

明治三十二年七月廿四日

属（印）
（不明）

頭 (正題)

會計課 (印) (早野)

土木課 (印) (木子清歌)

監査課 (印) (正巻)

匠第一套第一六六号ノ三

主殿寮出張所長へ回答案

二条離宮黒書院東溜之間及蘇鉄ノ間入側天井并小壁張付張替之儀ニ付、図案添付甲第三四号ヲ以テ御照会之趣了承、右ハ御来意之通ニテ異存無之候条、着手方御取計有之度、此段及御回答候也

明治三十二年七月五日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ御返書之趣承知致候、此旨申添候也

本文図案及在来模様図八月十八日小包郵便ヲ以テ返付ス

〔匠一套第一六六号ノ主営甲第三四号〕 (整理番号…25)

主営甲第三四号

二条離宮黒書院東溜ノ間及蘇鉄ノ間共入側天井并小壁張付之儀者、来三十三年度ニ於テ張替可相成予定ニ有之候处、本年度所屬経費ニ応分之余裕生候ニ就テハ、本年度へ繰上張替致度存候間、図案取調方山高京都帝国博物館長へ依頼致置候处、別紙之通出来致候、付テハ御図案ニ基キ着手致可然哉、尤モ実地調整ノ場合ニ於テハ、幾分之取捨相加度候間、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候条、右御舎ノ上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十二年七月四日

第五十号 主殿寮出張所長心得栗津職綱 (印)

匠一套第一六六号

内匠頭 堤正誼殿

追テ黒書院東溜ノ間小壁張付ハ曩ニ決裁済ニ付、目下絵画調整中ニ有之候得共、天井張付ハ経費支出ノ都合ニヨリ三十三年度ニ繰越候儀ニ有之候、又蘇鉄ノ間ハ元ヨリ明年度着手之見込ニ有之候得共、前陳之通余裕ヲ生候

為本年度へ繰上度、但天井ハ別紙見本之通ニシテ、有壁其他戸襖等ハ無地金箔押ニ可致見込ニ有之候、為念此段副申候也

〔匠一套第一六六号ノ二ノ主営甲第三八号〕 (整理番号…26)

主営甲第三八号

本月四日付主営甲第三四号ヲ以テ、及御照会置候二条離宮黒書院東溜之間及蘇鉄之間共入側天井并小壁張付張替ニ対シ、在来之模様図可差出旨木子技師ヨリ示談有之候ニ付、別紙小包郵便ヲ以テ及御送付候条、御落手有之度候也

明治三十二年七月十三日

主殿寮出張所

内匠寮

御中

匠一套第一六六号ノ二

〔主営甲第三四号〕 (整理番号…27)

主営甲第三四号

二条離宮黒書院東溜ノ間及蘇鉄ノ間共、入側天井并小壁張付之儀ハ、来三十三年度ニ於テ張替可相成予定ニ有之候处、本年度所屬経費ニ応分之余裕ヲ生シ候ニ就テハ、本年度へ繰上張替致度存候間、図案取調方山高京都帝国博物館長へ依頼致置候处、別紙之通出来致候ニ付テハ、御図案ニ基キ着手致可然哉、尤モ実地調整之場合ニ於テハ幾分之取捨相加度候間、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候間、右御舎ノ上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十二年七月四日

主殿寮出張所長心得栗津職綱

内匠頭 堤正誼殿

追テ黒書院東溜ノ間小壁張付ハ曩ニ決裁済ニ付、目下絵画調整中ニ有之候へ共、天井張付ハ経費支出ノ都合ニ依リ三十三年度ニ繰越候儀ニ有之候、又蘇鉄ノ間ハ元ヨリ明年度着手之見込ニ有之候得共、前陳之通余裕ヲ生候

為メ本年度へ操上度、但天井ハ別紙見本之通ニシテ、有壁其他戸襖等ハ無
地金箔押ニ可致見込ニ有之候、為念此段副申候也

【資料06】『内匠寮 明治三十三年 工事録二』概算稟議(識別番号三九八六一二)

第一号 二条離宮張付仕替並京都御所内下水取設費支出

〔内匠寮第老号〕(整理番号・28)

立案 明治三十二年十二月十四日 内匠頭堤正誼 (印)

決裁 明治三十二年十二月廿三日

大臣 (光頭) 内蔵頭 (花押) 内蔵助

次官 (川口) 調査課長 (印) 調査課次長 (印)

三十三年度

継続臨時費支出ノ義稟議

宮殿費 宮殿土木費 京都二条離宮張付仕替費

高金四万千參拾六円貳拾六錢貳厘

一、金四千六百円也

但京都二条離宮張付仕替費支出

外金八千五百五拾四円九拾貳錢四厘 三十一年度 所属

金貳万七千八百八拾壹円參拾參錢八厘 三十四年度以降支出

(中略)

右者但書ノ理由ニ依テ要スル經費ニ付、支出相成度此段稟議候也

追テ設計書調整、更ニ稟議可及候

第九号 二条離宮大広間天井張付仕替

〔内匠寮第十六号〕(整理番号・29)

立案 明治三十三年一月十七日 内匠頭堤正誼 代理

決裁 明治三十三年一月廿日 調査課長伯爵廣橋督光 (印)

大臣 (渡辺千秋) 内蔵頭 (花押) 内蔵助 (印)

次官 (川口) 調査課長 (印) 調査課次長

三十三年度 臨時費

宮殿費 宮殿土木費 京都二条離宮張付仕替費
高金四万千參拾六円貳拾六錢貳厘
一、金四千六百円也

但京都二条離宮張付仕替費支出

外金八千五百五拾四円九拾貳錢四厘 三十一年度 所属

金貳万七千八百八拾壹円參拾參錢八厘 三十四年度以降支出

右者京都二条離宮張付仕替費之義ハ、曩ニ稟議済之処、今般現場著手及度、
設計書相添此段稟議候也

〔臨第八号〕(整理番号・30)

二条離宮大広間入側天井張付仕替概算書

頭代理 (印)

土木課 (木子清敬) (印)
庶務課 (不明) (印)
會計課 (早野) (印)
監査課 (正殿) (印)

臨第八号

高金四万千參拾六円貳拾六錢貳厘

一、金四千六百円也 三十三年度支出

外

金八千五百五拾四円九拾貳錢四厘 三十一年度 所属

金貳万七千八百八拾壹円參拾參錢八厘 三十四年度以降支出

内訳

名称	員數	價格	小計
天井張付骨締まり	九拾壹坪三合四勺	三九〇〇	三五六二二六
純金箔五十七分方	貳万五千枚	三七五〇	九三七五〇〇
紺青	六拾目	一〇〇〇	六〇〇〇〇
郡緑	五拾目	一二〇〇	六〇〇〇〇
白郡	八拾目	一〇〇〇	八〇〇〇〇
金泥	五拾五目	五〇〇〇	二七五〇〇〇
画工	參千人	八〇〇	二四〇〇〇〇〇
天井格組約木張下枠檜材	尺ノ三本	二五〇〇	七五〇〇〇
木挽職	五拾人	五〇〇	二五〇〇〇

大工職	式百人	五〇〇	一〇〇〇〇〇
大小釘録	四拾八貫百八拾五目	四〇〇	一九二七四
場所付雇	参百人	六〇〇	一八〇〇〇〇
大工手元手伝	八拾人	四〇〇	四〇〇〇〇〇

右仕様

大広間御縁座敷天井八拾六坪老合六勺、御調台天井五坪老合八勺、在来張付取払、格天井釣直シ、張付下地繕直シ、骨ノリヨリ上ハ張迄八度張、金箔押絵模様ニ張替出来之事

(図4:二之丸御殿大広間の四方入側と帳台の間に着色)

【資料07】『内匠寮 明治三十三年 工事録三』概算稟議(識別番号三九八六一三)

第二号 二条離宮張付仕替費外三廉支出

〔内匠寮第八十八号〕(整理番号:31)

内匠寮第八十八号

立案 明治三十三年三月廿七日 内匠頭堤正誼 (印)

決裁 明治卅三年三月廿九日

大臣 (印)

内蔵頭 (花押) (渡辺千秋)

内蔵助 (印) (齋藤)

次官 (印) (山口)

調査課長 (印) (廣橋)

調査課次長 (印) (藤澤)

(印) (T.M.カ)

三十三年度 臨時費

宮殿費 宮殿土木費 京都二条離宮張付仕替費

一、金二拾四円拾八錢七厘

但京都二条離宮張付仕替費追増支出

(中略)

右者工事未了ニ付三十二年度ニ於テ減額之分、更ニ本年度ニ於テ支出相成度此段稟議候也

〔匠一套第二三五号／主官甲第二二二号〕(整理番号:32)

主官甲第二二二号

三十二年度二条離宮黒書院入側天井及小壁張付張替工費決算残額金式拾四円拾八錢七厘、

三十三年度同離宮大広間天井張付仕替費ノ内へ繰越追加相成度、此段及御照会候也

明治三十三年三月二十三日

主殿寮出張所長中川忠純 (印)

内匠頭堤正誼殿

匠一套第二二五号

【資料08】『内匠寮 明治三十三年 工事録十』伺及往復(識別番号三九八六一〇)

第一八号 二条離宮大広間天井張付仕替工事着手可然旨、主殿寮出張所長へ回

答ノ件 (六月)

〔匠一套第八号ノ二〕(整理番号:33)

明治卅三年一月廿三日

頭 (印) (正誼)

属 (印) (黒澤)

會計課 (印) (中野)

土木課 (印) (木子清敬)

匠一套第八号ノ二

主殿寮出張所長へ回答按

二条離宮大広間天井張付仕替費金四千六百円ヲ目途トシ、起工之儀甲第四号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候ニ付御著手相成度、此段及御回答候也

明治三十三年一月廿三日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ本文宮繕番号ハ「臨第八号」ニ有之、且工事著手ノ節協議之儀ニ付、昨年之通帝國京都博物館長へ依嘱致置候条、御承知相成度、此旨申添候也

〔匠一套第八号／主官甲第四号〕(整理番号:34)

匠一套第八号

主官甲第四号

二条離宮大広間天井張付仕替之儀、予テ予算取調差出置候処、本年度ニ於テ

高金四千六百円御支出可相成旨御通牒ニ基キ、別紙内訳書差出候条、在金額ヲ目途トシ起工致可然哉、此段及御照会候也

明治三十三年一月九日

主殿寮出張所長中川忠純(印)

内匠頭堤正誼殿

追テ右工事ハ美術の事業ニ付、着手之節ハ昨年之通り山高帝國京都博物館長へ合議取扱致度ニ付、予テ同氏へ依囑之儀御申入相成候様致度、此段申添候也

〔匠一套第八号ノ三〕(整理番号…35)

明治卅三年一月廿三日

頭(印)^(正誼)

属(印)^(黒澤)

土木課(印)^(木子清敬)

匠一套第ノ八号ノ三

帝國京都博物館長へ照会案

二条離宮大広間天井張付張替之儀、本年度ニ於テ繼續施工可致之処、右張付之儀ハ美術の事業ニ付、昨年之通実地著手ノ節ハ、主殿寮出張所長ヨリ御協議可致候条、御意見御示シ相成候様致度、此段及御依頼候也

明治三十三年一月廿三日

内匠頭

帝國京都博物館長

〔匠一套第八号ノ四〕(整理番号…36)

第六一号

二条離宮大広間天井張付張替之義、本年度ニ於テ繼續施工可相成ニ付、一月廿三日匠一套第八号ノ三ヲ以テ御依頼之趣承知致候、此段及御回答候也

明治三十三年二月五日

帝國京都博物館長山高信離(印)

内匠頭堤正誼殿

匠一套第八号ノ四

〔匠一套第二二五号ノ二〕(整理番号…37)

明治三十三年三月廿九日

頭(印)^(正誼)

庶務課(印)^(黒澤)

會計課(印)^(目野)

匠一套第二二五号ノ二

主殿寮出張所長へ回答案

三十二年度二条離宮黒書院天井及小壁張付張替費殘額金式拾四円拾八錢七厘、本年度同離宮大広間天井張付仕替費ノ内へ繰越追加之儀、甲第二二号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候ニ付、御承知相成度、此段及御回答候也

明治三十三年三月廿九日

内匠頭

主殿寮出張所長

〔匠一套第二二五号ノ主営甲第二二号〕(整理番号…38)

主営甲第二二号

三十二年度二条離宮黒書院天井及小壁張付張替工費決算殘額金式拾四円拾八錢七厘、三十三年度同離宮大広間天井張付仕替費ノ内へ繰越追加相成度、此段及御照会候也

明治三十三年三月二十三日

主殿寮出張所長中川忠純

内匠頭堤正誼殿

匠一套第二二五号

匠一套第一一〇号ノ二

〔匠一套第一一〇号ノ二〕(整理番号…39)

明治卅三年六月十二日

頭(印)^(正誼)

庶務課(印)^(黒澤)

土木課(印)^(木子清敬)

監査課 (印) (正殿)

匠一套第一一〇号ノ二

主殿領出張所長へ回答案

二条離宮二ノ丸大広間入側天井張付図案山高京都帝国博物館長へ依頼ノ分出来ニ付、右ニ基キ着手之儀該図案添付甲第三五号ヲ以テ御照会之趣了承、右異存無之候条、御着手相成度、此段及御回答候也

明治三十三年六月十三日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ御返書之趣モ致承知候、且本文図案ハ、小包郵便ヲ以テ及御返付候、此旨申添候也

〔匠一套第一一〇号ノ主営甲第三五号〕〔整理番号：40〕

主営甲第三五号

二条離宮二ノ丸大広間入側天井張付図案取調之儀、予テ山高京都帝国博物館長へ依頼致置候処、今般出来候ニ付、及御回送候条、右ニ基キ着手致可然哉、尤モ該図案ハ畢竟大体を示シタル迄ニシテ、現物調製ニ臨候得者幾分ノ取捨相加へ度ニ付、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候間、右御含之上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十三年六月二日

主殿寮出張所長中川忠純 (印)

内匠頭男爵堤正誼殿

追テ御調台ノ間天井張付ノ儀ハ、無地金箔押ニテ調製ノ見込ニ有之候条、此段申添候也

別紙照会ニ対スル図案拾枚ハ、小包郵便ヲ以テ差出置候間、御裁可済之上ハ、至急御返戻相成候様御取計有之度、此段申進候也

明治三十三年六月二日

主殿寮出張所

宮繕係 (印)

内匠寮

庶務課御中

【資料09】『内匠寮 明治三十三年 工事録十一』落成上申

(識別番号三九八六一一)

第二〇号 二条離宮黒書院張付仕替

〔臨第八号〕〔整理番号：41〕

立按 明治三十三年三月二十一日

決裁 明治 年 月 日

長 (印) (中川)

會計課 (印) (梶田)
課長 (印) (寺西)

臨第八号

二条離宮黒書院張付仕替工事仕上上申

決裁 明治三十二年二月八日

概算高 六千式百參拾円也

決算高 金六千式百五円八拾壹錢參厘

起工 明治三十二年二月十日

竣工 明治三十三年三月十七日

出来形 黒書院椽座敷天井四拾式坪、溜ノ間天井式拾九坪式合、有壁張付參拾九坪六合八勺、絵模様金箔押砂子蒔等、下地ヨリ張替、上張四分一打立、并ニ蘇鉄之間天井絵模様式拾四坪五勺、壁戸襖張付參拾五坪八勺、純金箔押共出来之事

職名及品目	金員	場所付雇給	摘要	人名
場所付雇	七〇八五〇	場所付雇給		竹村貞治
同	六五五〇〇	同		三角有経
同	六五五〇〇	同		森田昌保
大工職	一六四〇〇〇	画工場建増		片山嘉吉
経師職	二九一〇五八	入側天井張付仕替		清水新助
画工	四四八〇〇	黒書院絵画縮写		久保田桃水

同	同	四〇八〇〇〇	長押上地付張付画工	望月玉泉
同	同	二七〇四〇〇	東溜同上	巨勢小石
同	同	七九八〇〇〇	入側天井同上	久保田桃水
鳥子紙	同	一二三七五〇	上八張鳥子紙購入	田中宗助
色染紙	同	二二六六一	上八張紙色染	清水新助
金箔	同	四七一二四〇	天井張付用金箔購入	河本喜兵衛
金箔	同	二八九六二〇	張付金銀箔購入	同人
場所付雇	同	九七〇〇〇	場所付雇給	森田昌保
同	同	七三〇〇〇	同	三角有経
同	同	一〇七二五〇	同	柴田米造
同	同	一〇一七〇〇	同	竹村貞治
画工	同	四八〇〇〇	大広間絵画縮写	竹内雅隆
同	同	三〇三八〇〇	蘇鉄間天井絵画同上	岸九岳
同	同	三八八三六〇	東溜間天井絵画	巨勢小石
同	同	二二九二二九	溜ノ間蘇鉄ノ間天井張替	清水新助
大工職	同	二五〇〇〇	張付枠繕ヒ	篠田忠兵衛
経師職	同	一五九四一〇	蘇鉄ノ間張付	清水新助
同	同	四二八二五〇	仮枠張付	同人
画工	同	三〇四〇〇〇	絵画縮写画工	竹内雅隆
大工職	同	四四二五〇	張付下枠繕ヒ	篠田忠兵衛
同	同	一五〇〇〇	仮枠仕拵	同人
金箔	同	九七五〇〇	純金三寸七分箔購入	福田重助
青箔	同	五二七六五	青四寸箔購入	河本喜兵衛
大焼箔	同	一一四三二〇	大焼三寸一分箔購入	岩坪五兵衛
金箔	同	五三七二〇〇	純金四寸二分箔購入	児玉伊左衛門
画工	同	四六四〇〇	天井縮写画工	岸九岳
画工	同	三五〇二〇〇	大広間張付縮写画工	竹内雅隆
大工職	同	一二三三〇〇	天井張付縮写画工	篠田忠兵衛
手伝職	同	九四〇〇〇	同大工手元人夫	福井彦太郎
大工職	同	四九〇〇〇	木材挽立	小林瀧之助
画工	同	一三六〇〇	天井絵画縮写画工	岸九岳
鋳職	同	八〇〇〇〇	天井金釣直シ	寺本勘助
大工職	同	一七七五〇	張付下地枠挽立	小林瀧之助
経師職	同	四二〇〇〇	蘇鉄ノ間張付箔押	三浦侯造
大工職	同	二六二五〇	張付下枠繕ヒ	篠田忠兵衛
場所付雇	同	一一一〇〇	場所付雇給	内藤叙助
絵ノ具	同	九四一五〇	溜ノ間張付絵具白郡購入	熊谷直之
大工職	同	四六八七五	張付下地拵	篠田忠兵衛
画工	同	三〇四〇〇	白書院絵画縮写	竹内雅隆
金箔	同	六一二〇〇	純金四寸二分箔購入	児玉伊右衛門
画工	同	九四二〇〇	白書院絵画縮写	竹内雅隆
分拆	同	一二四七五	張付金銀砂子塵芥分拆	河本喜兵衛
大工職	同	三五〇〇	張付下地繕	篠田忠兵衛

合計	六二〇五八一三	
仕上減	二四一八七	

〔臨第八号〕〔整理番号：42〕
臨第八号

長(印)

會計課(印)
課長(印)

二条離宮黒書院張付張替工事仕上々申書

管理番号	年	月日	摘要	概算同高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨八	三三	二ノ八	決裁額 内訳	二八、三三〇			
			一式請負費				
	三三	二ノ三	画工場建増		一六四〇〇〇	片山嘉吉	三月四日
	三三	二ノ四	入側天井張付仕替		二九一〇五八	清水新助	十一月九日
	三三	八ノ四	溜ノ間蘇鉄ノ間天井張替		二九二二九	同人	十一月廿日
	三三	九ノ〇	蘇鉄ノ間張付		一五九四一〇	同人	七月九日
	三三	九ノ五	仮枠張付		四六二五〇	同人	十月廿三日
			物品購入費		八八九九四七		
			上八張鳥ノ子紙購入		一一三七五〇	田中宗助	五月廿一日
			同色紙購入		二二六六一	清水新助	十月廿五日
			天井張付用金箔購入		四七二四〇	河本喜兵衛	十一月廿一日
			張付金銀箔購入		二八九六二〇	同人	十一月九日
			純金三寸七分箔購入		九七五〇〇	福田重助	十一月廿日
			青四寸箔購入		五二七六五	河本喜兵衛	七月九日
			大焼三寸一分箔購入		一一四三二〇	岩坪五兵衛	十一月九日
			純金四寸二分箔購入		五三七二〇〇	児玉伊右衛門	十二月二日
			溜ノ間張付用絵具白ノ群購入		九四一五〇	熊谷直之	十一月五日
			純金四寸二分箔購入		六二〇〇〇	児玉伊右衛門	三十三年 一月九日
			職工費		一、八七四四〇六		
			場所付雇給		八五一五〇	竹村貞治	五月三十日更正 五月三十日更正 五月三十日更正 五月三十日更正
			場所付雇給		八五一五〇	竹村貞治	
			場所付雇給		七〇八五〇	竹村貞治	五月三十日
			場所付雇給		六五五〇〇	三角有経	六月廿一日
			場所付雇給		六五五〇〇	森田昌保	同
			黒書院絵画縮写		四四八〇〇	久保田桃水	四月一日

明治期障壁画制作に係る内匠寮工事録 (一) 明治三十一年から同三十三年まで (中野)

七	同	四ノ一七	長押上地張付画工	四〇八〇〇	望月玉泉	三十三年三月廿一日
八	同	同	東溜ノ間同	二七〇四〇〇	巨勢小石	十一月廿四日
九	同	同	入側天井同	七九八〇〇〇	久保田桃水	十一月廿一日
十四	同	六ノ三	場所付履給	九七〇〇〇	森田昌保	十二月二十一日
十五	同	六ノ二	同	九七〇〇〇	三角有経	十二月三十一日 更正弘
同	同	三ノ三	場所付履出勤 付更正	九七〇〇〇	三角有経	十二月三十一日
同	同	同	場所付履給	七三〇〇〇	三角有経	十二月三十一日
同	同	六ノ二	同	一〇七二五〇	柴田米造	同
一六	同	七ノ五	同	一一七〇〇	竹村貞治	同
一七	同	八ノ七	大廣間絵画縮写	四八〇〇〇	竹内雅隆	八月十五日
一八	同	八ノ一五	蘇鉄間絵画縮写	三〇三八〇〇	岸九岳	十一月廿一日
一九	同	八ノ一七	東溜ノ間天井同	三八八三六〇	巨勢小石	三十三年三月廿一日
二〇	同	八ノ一七	同	三〇四〇〇	竹内雅隆	九月二十一日
二五	同	九ノ八	絵画縮写	二五〇〇〇	篠田忠兵衛	八月廿四日
二二	同	八ノ四	張付桙繕ヒ	四四二五〇	同人	九月廿五日
二六	同	九ノ二	張付下桙繕ヒ	一五〇〇〇	同人	同
二七	同	九ノ二五	飯桙仕拵	四六四〇〇	岸九岳	十月廿三日
三三	同	一〇ノ一八	天井縮写画工	三五二〇〇	竹内雅隆	十月廿五日
三四	同	一〇ノ二〇	大広間縮写画工	二三五〇〇	篠田忠兵衛	同
三五	同	一〇ノ二〇	天井張付桙直シ	九四〇〇〇	福井彦太郎	同
三六	同	一〇ノ二	同大工手元人夫	四九〇〇〇	小林滝之助	同
三七	同	一〇ノ二	同木材挽立	一三六〇〇	岸九岳	同
三八	同	一〇ノ二八	天井絵画縮写	八〇〇〇	寺本勘助	十月三十日
三九	同	一〇ノ一	張付下地桙挽立	一七七五〇	小林滝之助	十一月二日
四〇	同	一〇ノ一〇	蘇鉄ノ間張付箔拵	四二〇〇〇	三浦信造	十一月九日
四一	同	一〇ノ二四	張付下桙繕ヒ	二六二五〇	篠田忠兵衛	十一月廿五日
四二	同	一〇ノ二五	場所付履給	一一一〇〇	内藤叙助	十二月三十一日
四四	同	一〇ノ一九	張付下地仕拵	四六八七五	篠田忠兵衛	十二月廿一日
四五	同	一〇ノ二二	白書院絵画縮写	三〇四〇〇	竹内雅隆	同
四七	同	一〇ノ二八	同	九九二〇〇	同人	三十三年三月廿一日
四八	同	同	張付金銀砂子塵芥分拵	一二四七五	河本喜兵衛	三十三年一月十八日
四九	同	同	張付下地繕ヒ	三五〇〇	篠田忠兵衛	同
計				三六二六一〇		
総計				六三三七九三		
仕上減				二四一八七		
				六四二二五〇		

右之通相違無之、此段上申候也
明治三十三年三月二十一日 内匠寮技手柴田四子吉 (印)

主殿寮出張所長中川忠純殿

【史料13】『内匠寮 明治三十四年 工事録七』落成上申

(識別番号三九八七-七)

第一号 二条離宮大広間天井張替 (一月)

〔匠第一五四号〕(整理番号・43)

二月二十五日受付

立按 明治三十四年一月二十九日

決裁 明治 年 月 日

長 (印)

營繕掛 (印)

臨第八号

二条離宮大広間天井張替工事仕上々申書

決裁 明治三十三年一月二十三日

概算高 金四千六百円

外金式拾四円八錢七厘 是ハ三十二年度ヨリ操越

決算高 金四千三百〇七円拾四錢七厘

起工 明治三十三年一月二十六日

竣工 明治三十四年一月二十八日

出来形

一、大広間御縁座敷天井八拾六坪壹合六勺、下張ヨリ上ハ張替、金箔地絵模様出来、同御帳台天井五坪一合八勺前同断、下地ヨリ上ハ張替、金箔拵二出来候事

職名及品目	金額	摘要	人名
場所付履	八〇五〇〇	場所付履給料	竹村貞治
場所付履	三〇〇〇〇	同上	中嶋宗雄
同上	六〇〇〇〇	同上	三角有経
木挽職	四二六〇〇	張付下地木材挽立	石東長四郎
経師職	五三三〇〇	天井張付仕替	清水新助
箔及砂子	二一九六六六	張付時出用購入	河本喜兵衛

場所付雇	六四四〇〇	場所付雇給料	竹村貞治
同上	四一〇〇〇	同上	三角有経
画工	四九〇〇	大広間天井模様縮写	片内雅隆
大工職	四九八〇	天井格組繕大工	竹山嘉吉
画工	一六〇〇〇〇	天井絵画調製	田中幽峰
人夫	二二五〇	天井掃除人夫	福井彦太郎
大工職	三六〇〇〇	張下杵繕	篠田忠兵衛
経師職	一三八三三	障子張替	清水新助
人夫	七一〇〇	天井格組掃除	福井彦太郎
大工職	四二〇〇〇	張付下杵繕	篠田忠兵衛
金箔	六一六四〇	三寸七分金箔購入	河本喜兵衛
同上	三五五二四〇	三寸六分金箔購入	児玉伊右衛門
同上	一六二九六〇	三寸三分金箔購入	岩坪五兵衛
場所付雇	四一五五〇	場所付雇給料	中嶋宗雄
同上	五五五五〇	同上	三角有経
同上	九三一〇〇	同上	竹村貞治
大工職	四〇二〇〇	天井張付杵繕	篠田忠兵衛
同上	一二三六〇	同上	片山嘉吉
鋳職	一八一〇〇	天井金物繕鋳打	斎木忠兵衛
人夫	五四〇〇〇	掃除人夫	福井彦太郎
大工職	四八〇〇	天井繕大工	篠田忠兵衛
同上	二四六〇〇	天井張付下地繕	本城留次郎
金箔	一六九四八八	金箔購入	児玉伊右衛門
画工	二七四二〇〇	式台之間其他絵画縮写	望月玉溪
灰吹職	九七二〇	金箔使用工場掃除灰吹	織田安次郎
経師職	八〇〇〇	御調台天井箔押	清水新助
同上	七〇五〇	工事場障子張其他	同人
大工職	四二〇〇	天井繕	荒井宗八
木挽職	八三七〇	天井繕木材挽立	本城留次郎
人夫	八一九〇	天井掃除人夫	福井彦太郎
大工職	四九五〇〇	天井繕	本城留次郎
場所付雇	一一〇〇〇	場所付雇給料	三角有経
人夫	六七五〇	下小屋掃除人夫	福井彦太郎
場所付雇	三八五〇	場所付雇給料	三角有経
合計	四、二〇七、一四七		
仕上減	四一七、〇四〇		

〔臨第八号〕〔整理番号…44〕

臨第八号

宮緒番号	年	月日	摘要	概算伺高 円	申付高 円	請負者人名	清算月日
臨八	三三	二、二五	決裁額	四、六〇〇〇〇			
			三十二年度ヨリ繰越	二四一八七			
			内訳	四、六二四、一八七			
同ノ一	三三	二、二二	職工費				
同	同	五、二二	場所付雇給		八四〇〇〇	竹村貞治	五月二十一日
同	同	同	場所付雇給減額二付				更正払
同	同	同	場所付雇給		八〇五〇〇	同人	五月二十一日
同	同	二、二二	同上		三〇〇〇〇	中嶋宗雄	同日
同	同	二、二二	同上		六〇〇〇〇	三角有経	同日
同	同	四、二〇	張付下地木材挽立		四二六〇〇	石東長四郎	四月二十一日
同	同	五、二三	場所付雇給		六四四〇〇	竹村貞治	八月二十一日
同	同	五、二三	同上		四六〇〇〇	三角有経	八月二十一日
同	同	八、二二	場所付雇給減額二付				更正払
同	同	同	更正		四六〇〇〇		
同	同	同	場所付雇給		四一〇〇〇	三角有経	八月二十一日
同	同	六、六	大広間天井縮写画工		四〇〇〇〇	竹内雅隆	六月八日
同	同	六、九	天井格組繕大工		四九八〇〇	片山嘉吉	六月十五日
同	同	六、二〇	天井縁掃除人夫		二二五〇〇	福井彦太郎	六月二十六日
同	同	六、二三	張下杵繕大工		三六〇〇〇	篠田忠兵衛	六月二十六日
同	同	七、二二	天井格組掃除		七一〇〇〇	福井彦太郎	七月二十五日
同	同	七、二五	張付下杵繕大工		四一〇〇〇	篠田忠兵衛	七月二十六日
同	同	八、二〇	場所付雇給料		四一五五〇	中嶋宗雄	十二月十一日
同	同	八、二四	同上		六六五〇〇	三角有経	十二月三十一日
同	同	二、二三	場所付雇給減額二付				日更正払
同	同	同	更正		六六五〇〇		
同	同	同	場所付雇給		五五五五〇	同人	十二月十一日
同	同	八、二四	場所付雇給		九三二〇〇	竹村貞治	十二月三十日
同	同	八、二七	天井張付杵繕大工		四〇二〇〇	篠田忠兵衛	九月五日
同	同	九、一八	同上		一一三六〇	片山嘉吉	九月十八日
同	同	同	掃除人夫		五四〇〇〇	福井彦太郎	同日

二条離宮大広間天井張替工事仕上上申書

長 (印)

課長 (印)

宮緒掛 (印)

(寺西)

(永井)

明治三十四年二月二十九日 主任内匠寮技手柴田四子吉 (印)
 主殿寮出張所長主殿助中川忠純殿
 (図5...二之丸御殿大広間の四方入側と帳台の間に着色)

右之通相違無之、此段上申候也、

同ノ二七	同	九、一九	天井繕大工	四八〇〇	篠田忠兵衛	九月十九日
同ノ二八	同	同	御調台天井金箔押職	二四六〇〇	本城留次郎	九月二十一日
同ノ二九	同	一〇、三五	工事場障子張其他	八〇〇〇〇	清水新助	十一月二十日
同ノ三〇	同	一一、二五	天井直シ大工職	七〇五〇〇	同人	十一月二十五日
同ノ三一	同	一二、二七	同木材挽立	八三七〇	荒井宗八	十二月五日
同ノ三二	同	一二、二二	天井掃除人夫	八一九〇	福井彦太郎	十二月十九日
同ノ三三	同	同	天井繕大工	四九五〇〇	本城留次郎	同日
同ノ三四	同	一、八	場所付屋給	一一〇〇〇	三角有経	一月二十一日
同ノ三五	同	一、二〇	下小屋掃除人夫	六七五〇	福井彦太郎	一月二十二日
同ノ三六	同	一、二〇	場所付屋給	三八五〇	三角有経	一月二十八日
同ノ三七	同	同	物品購入費	九九五八〇〇		
同ノ三八	同	三三、五、一九	張付箔砂子蒔出用箔購入	二一九六六六	河本喜兵衛	五月二十二日
同ノ三九	同	七、二八	三寸七分金箔購入	六一六四〇	同人	九月四日
同ノ四〇	同	同	三寸六分金箔購入	三五二四〇	児玉伊右衛門	九月十日
同ノ四一	同	同	三寸三分金箔購入	一六二九六〇	岩坪五兵衛	九月四日
同ノ四二	同	一〇、六	金箔購入	一六九四八八	児玉伊右衛門	九月十日
同ノ四三	同	同	一式請負費	五三〇〇〇	清水新助	九月十一日
同ノ四四	同	四、二三	天井張付仕替	一、六〇〇〇〇	田中幽峰	九月十九日
同ノ四五	同	七、六	障子張替	一三八三三	清水新助	七月十四日
同ノ四六	同	九、一八	天井金物繕紙打鋳職	一八一〇〇	齋木忠兵衛	九月十八日
同ノ四七	同	一〇、八	式台間其他絵画縮写画工	二七四二〇〇	望月玉溪	十二月十九日
同ノ四八	同	一〇、二五	金箔使用工場掃除灰吹	九七二〇〇	織田安次郎	十月十九日
同ノ四九	同	同	計	二、四三八八五三		
同ノ五〇	同	同	計	四、四〇三六四七		
同ノ五一	同	同	仕上減	四一七〇四〇		

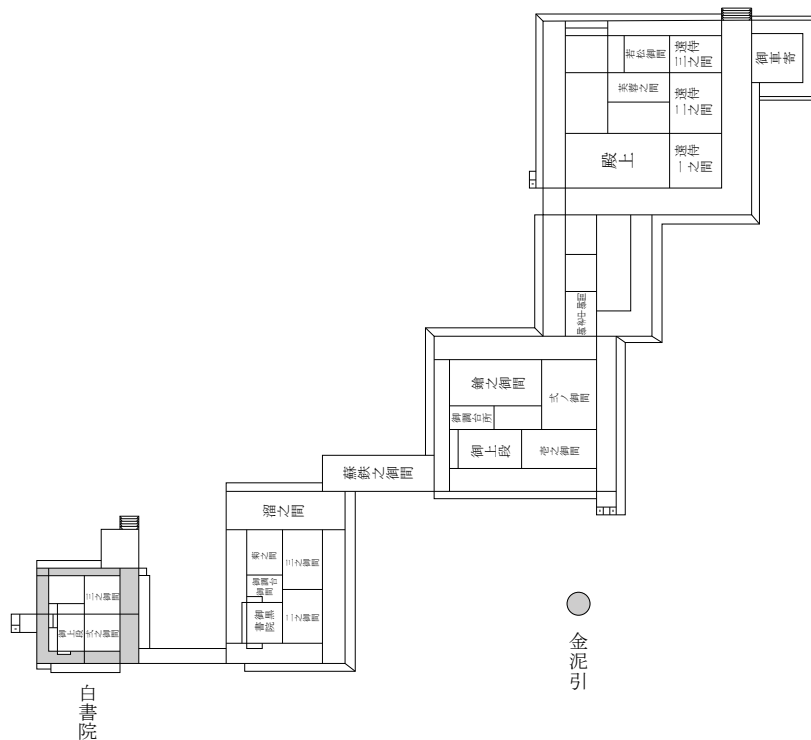
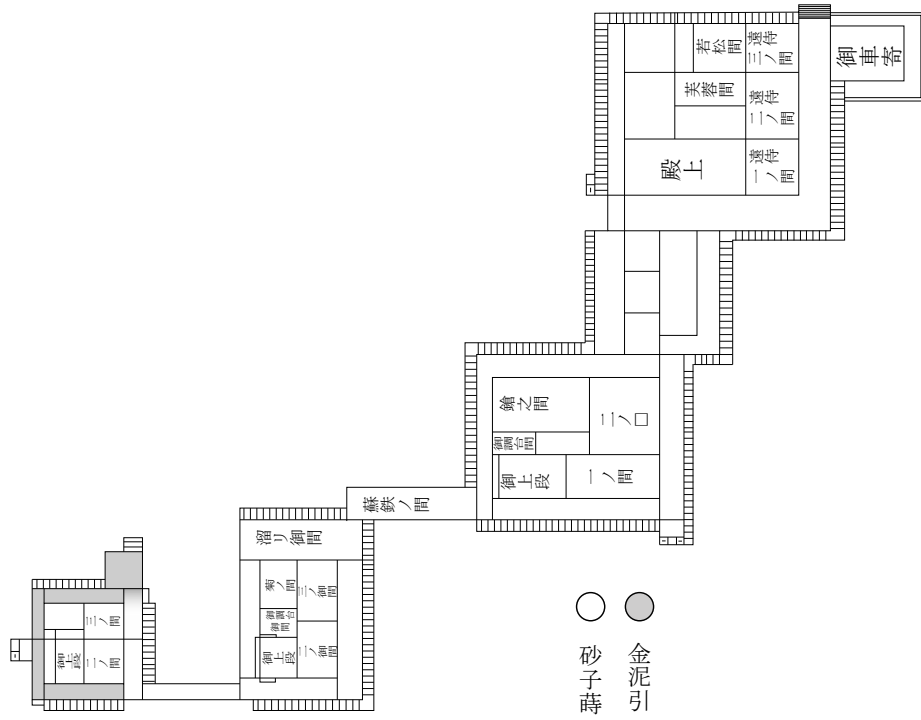


図1

〔匠二套第二八八号／臨第一七号〕 図面『内匠寮工事録 明治三十一年 二』 (識別番号：3984-2)

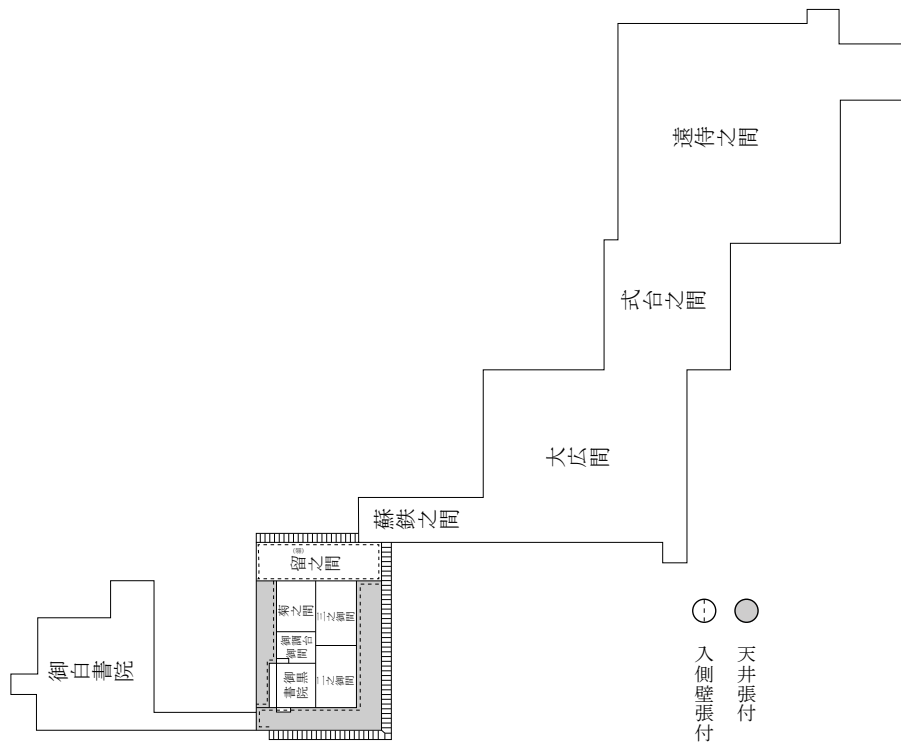


二条離宮白書院溜之間ヨリ入側迄張付張替
明治三十一年出来

図2

〔臨第一七号〕 図面『内匠寮工事録 明治三十一年 十一』（識別番号：3984-11）

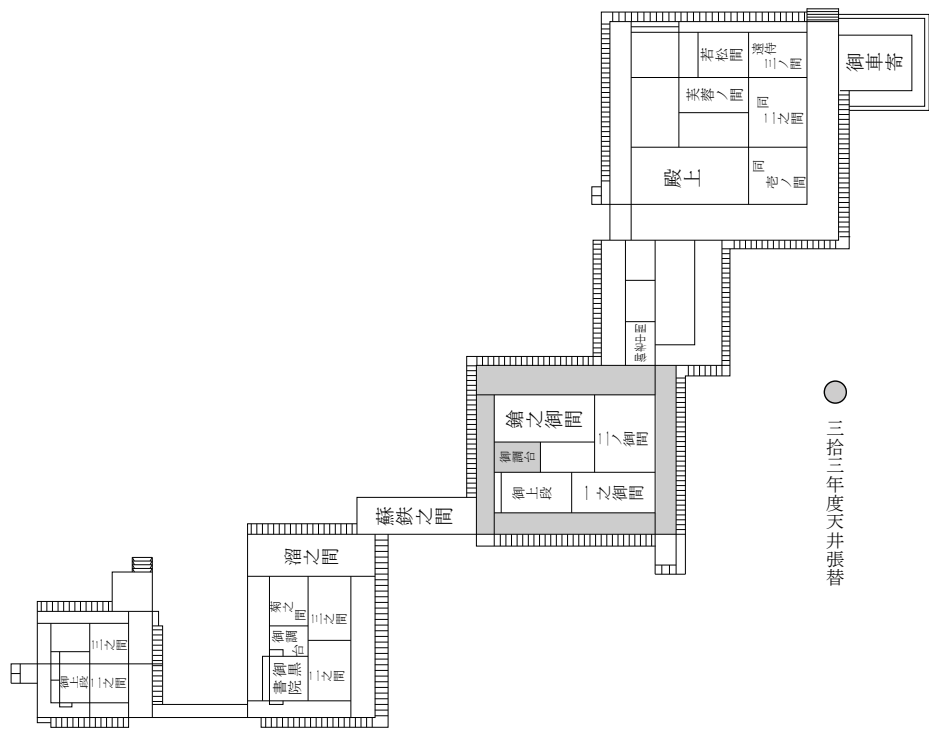
※「砂子蒔」部分は褪色しており、着彩部分が判別できない。



二条離宮三十二年度黒書院張付仕替

図3

〔臨第一八号〕 図面『内匠寮工事録 明治三十二年 二』（識別番号：3985-2）

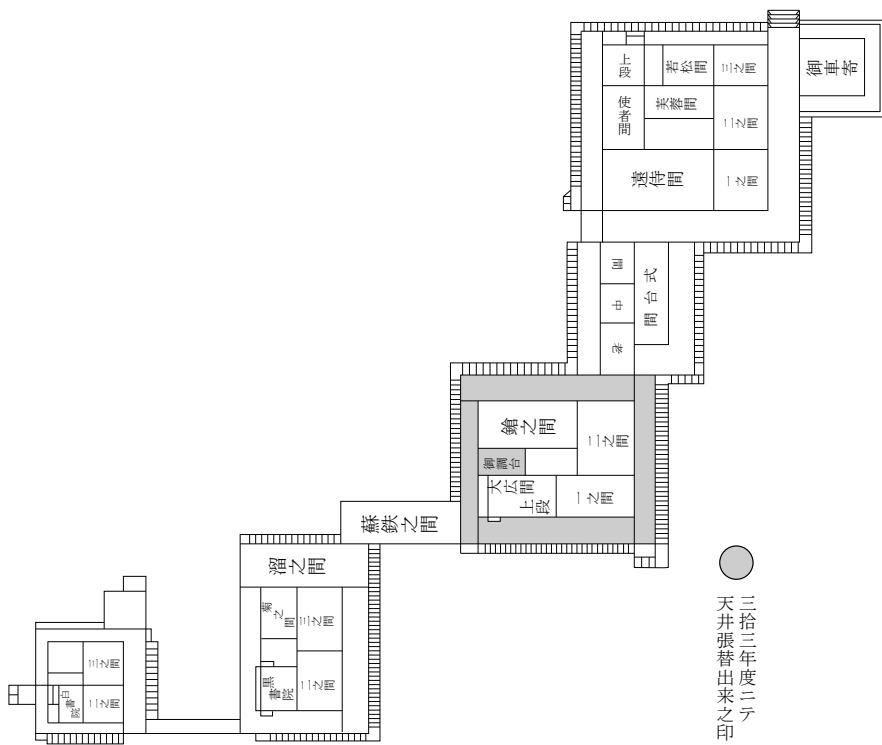


二条離宮大広間御調台之間及御縁座敷天井
三拾三年度張替之図

● 三拾三年度天井張替

図 4

〔臨第八号〕 図面『内匠寮工事録 明治三十三年 二』（識別番号：3986-2）



二条離宮縁座敷天井及張付仕替網図

● 三拾三年度ニテ
天井張替出来之印

図 5

〔臨第八号〕 図面『内匠寮工事録 明治三十四年 七』（識別番号：3987-7）

解説

一、事業の概要——概算稟議と落成上申から——

二条離宮張付張替工事の概算稟議と落成上申の内容からは、この工事の概要と内匠寮内での手続きの流れが見える。最初に行われるのは、予算を確定させる概算稟議であり、これらは毎年二回ずつ行われている。一回目（整理番号・1・13・28）は、三ヶ年共、施工の前年の一二月に行われており、予算のみについでに稟議である。この最初の概算稟議の本文には、例えば三一年は「追テ現場着手ノ際ハ設計書相添更ニ稟議可及候」と記されており、この「現場着手ノ際」の稟議が、二回目の概算稟議（整理番号・2・14・29）で、「設計書」すなわち概算書（整理番号・3・15・30）と図面（図一、三、四）が付く。これら二回目の概算稟議は、三一年は二月九日付、三二年は二月一日付、三三年は一月二〇日付で決裁となっている。これらによれば、施工範囲は、三一年は白書院の四方の入側の天井と長押上小壁の張付、及び付属の間の天井と長押上を含む壁の張付、三二年は黒書院の西・南・北の入側の天井と長押上小壁の張付、三三年は大広間の四方の入側の天井張付、及び帳台の間の天井張付という予定となっている。なお、三三年は概算稟議の文書が四件あり、三件目は、主殿寮出張所長から、前年三二年の張付張替工事の残額を三三年に繰越すことについての照会（整理番号・32）、四件目は、その追加支出についての宮内省内の稟議（整理番号・31）である。

落成上申も毎年二件ずつあるが、これら二件の決裁日は、記載のある場合、いずれも同日である。一件目は、内匠寮内の上申（整理番号・11・41・43）、二件目は、内匠寮から主殿寮出張所への上申（整理番号・12・42・44）である。なお、三一年は同年内に落成上申が収載されているが、三二年起工分は翌年三月に、三三年起工分は翌年一月に竣工しているため、落成上申は翌年分の内匠寮工事録に収載されている（以下、三二年起工分は「三二年分」、三三年起工分は「三三年分」）。落成上申に記載された施工範囲は、三一年と三三年分は概算稟議と内容が一致するが、三二年分は、概算稟議に示された施工対象（図二）に加え、黒書院の現在「牡丹の間」と呼ばれる東入側の天井と長押上小壁の張

付、そして蘇鉄の間の天井と長押上を含む壁の張付が加えられている。三一年と三三年分の二件目の落成上申には、施工対象の図面（図二、五）が付いているが、三二年分の二件目の落成上申に図面が付いていないのは、施工範囲が途中で変更となったためかもしれない。

他に、概算稟議の内訳書には記されず、落成上申で内訳書に記されるのは、天井画を含む障壁画の縮写である。一回目の落成上申に記される請負者と請負内容は、三一年（整理番号・11）では、菊池芳文（一八六一一九一八）が「御襖絵面縮写料」、岸九岳（一八四五または一八五二一九二二）が「天井張付絵模様取及縮写料」と書かれており、記載は無いが、縮写の対象は、張付を張替えた白書院と判断できる。三二年分（整理番号・41）は、久保田桃水（一八四一―一九二二）が「黒書院絵面縮写」を、竹内雅隆（生没年未詳）が「大広間絵面縮写」と「絵面縮写画工」^⑤、「大広間張付縮写画工」、「白書院絵面縮写」を、岸九岳が「蘇鉄間天井絵面同上（縮写）」と「天井縮写画工」、「天井縮写縮写画工」^⑥を、そして巨勢小石（一八四三―一九一九）が「東溜間天井縮写」を請け負っている^⑦。三三年分（整理番号・43）は、竹内雅隆が「大広間天井模様縮写」を、望月玉溪（一八七四―一九三八）が「式台間其他絵面縮写」を請け負う。宮内庁宮内公文書館に所蔵されている二之丸御殿の、天井画を含む部屋内障壁画と廊下の杉戸絵の縮写図（口絵五〇）は、この時制作された可能性が高い。

なお、これら縮写の請負者の中には、貼付本紙の絵面制作の請負者となっている者も多い。一回目の落成上申から、本紙制作の請負者となった絵師を確認しておく。三一年の白書院（整理番号・11）は、「本紙砂子蒔泥砂引画工料」の支払い相手として記される原在泉（一八四六―一九一六）が、天井と長押上小壁の張付本紙を制作したと読めるが、同じ内訳書に記された上述の岸九岳の支払い事由は「天井張付絵模様取及縮写料」となっている。この「模様取」は、模様の意匠制作と解釈できることから、岸九岳が天井張付の意匠を考えた可能性がある。三二年の黒書院は、一回目（整理番号・41）と二回目（収録番号・42）の落成上申共に「長押上地張付画工」として望月玉泉（一八三四―一九二二）の名がある。続いて「東溜同上」（二回目では「東溜ノ間同」として巨勢小石の名があることから、「東溜」すなわち東入側の長押上を巨勢小石、

それ以外の三方入側の長押上を望月玉泉が担当したと考えられる。続いて「入側天井同上」(二回目)には、久保田桃水の名が記されることから、黒書院入側の天井張付の画工は、久保田桃水と解釈できる。三三年の大広間天井は、二回の落成上申(整理番号:43・44)いずれにも「天井絵画調整」の請負者として、田中幽峰(生没年未詳)⁽¹⁹⁾の名前が記載される。このように、張付本紙を制作した者のうち、岸九岳、久保田桃水、竹内雅隆、巨勢小石の四名が縮写の制作も担っていたことが分かる。

二、主殿寮出張所および図案監修者との関わり——伺及往復から——

これら張付張替工事の現場着手に際しては、三ヶ年共、各年の一月に、主殿寮出張所長から内匠頭へ、予算と起工の照会(整理番号:6・17・34)が行われ、その後、一月下旬から二月はじめ頃に、上述した二回目の概算稟議が行われている。これら主殿寮出張所からの予算と現場着手についての照会文の末尾には、いずれの年も、本工事は「美術的事業」なので、着手の際は「山高京都博物館長」に、内匠頭から監修を依頼するよう言添えられる。その後、これらの照会に対する内匠寮からの回答(整理番号:4・16・33)と同日に、内匠頭から京都博物館長を務める山高信離への監修についての照会文(整理番号:5・18・35)が作られ、これに対する山高からの承諾文(整理番号:8・19・36)も収録されている。

その後、三一年と三三年は六月に、三二年は二月に、主殿寮出張所長から内匠頭に対し、山高京都博物館長に依頼した図案が出来たので送ること、また、いずれも最初に、この図案は概略的なものであるから、実際の施工の際には「幾分ノ取捨相加度」ことが山高館長から伝えられていることを断った上で、この図案を基に着手して良いか照会(整理番号:10・20・40)があり、これに対して、内匠頭から承認する旨の回答(整理番号:9・23・39)が出されている。遠侍等の図案と共に宮内庁宮内公文書館に残されている大広間天井張付の図案(口絵11)は、三三年に照会された図案ではないかと考えられる。また、三三年に追加施工となった黒書院東溜ノ間(東入側)の天井の天下絵は、元離宮二条城事務所が所蔵している。⁽¹⁹⁾

図案の監修依頼における大まかな流れは上記の通りだが、この二回目の概算稟議の後、図案の検討段階でのやりとりは、毎年異なっている。まず、三一年六月二四日付の主殿寮出張所長からの照会(整理番号:10)では、上述の通り、山高館長から、図案は「真之草稿」であって「更正ヲ要スル」部分はあるが、「時日遷延」のため、この図を以て「概略模様ヲ定メ置キ」、実際の施工においては「幾分之取捨相加」たい旨伝えられていることを断っている。その上で、最初に「三寸小箔ニテ方杓ニ枚掛、すなわち「老坪ニ付八百枚ノ割合」で見積もった「甲」案では、予算額を超過してしまったため、「出来ノ上ハ敢テ差違無之趣」のため、「切廻シ箔」にして「老坪凡ニ二寸七分遣ノ割合」で見積もった「乙」案であれば支出可能な額となった。就いては、乙案で良いかが、原在泉の名前でも出された「甲」と「乙」の見積書付きで記されている。これに対し、六月三〇日付の内匠寮からの回答(整理番号:9)で、乙案を了承する旨が伝えられている。

三二年は、同年二月二七日付の主殿寮出張所長からの照会(整理番号:20)に対し、黒書院の上段(一の間)の天井張付の模様を参照した上で詮議するので、縮写を送付するよう、三月一日付の回答(整理番号:21)で指示している。これにに応じて主殿寮出張所は縮写を送り、再度図案について三月三〇日付で照会(整理番号:22)し、内匠寮は四月四日付で「御図案之通ニテ異存無之」という回答(整理番号:23)を作成している。その後、七月四日付で主殿寮出張所長心得から内匠頭へ、経費に余裕が生まれたため、三三年に施工予定だった黒書院東溜ノ間(東入側)の天井と長押上小壁張付、蘇鉄の間の天井と壁の張付の張替工事を繰り上げることと、帝國京都博物館長から送付の図案に基づいて着手して良いか照会(整理番号:25・27)があり、翌日付で、これを了承する回答(整理番号:24)が作成されている。さらに、七月一三日には、主殿寮出張所から内匠寮宛で、内匠寮・木子技師より示談のあった、黒書院東溜ノ間(東入側)、蘇鉄の間の天井及び長押上小壁張付の在来の「模様図」を送付することが伝えられている(整理番号:26)。

三三年は、前年三三年の張付張替工事の残額を三三年に繰越すことについて、主殿寮出張所長から三月二三日付で照会(整理番号:38)があり、これは概算稟議に同じ照会(整理番号:32)が記載されているが、三月二九日付の内匠頭

からの了承の回答（整理番号…37）は、伺及往復にのみ収録されている。

三、まとめ

三一年から三三年までの内匠寮工事録の二条離宮張付張替工事関連の文書からは、各年の予算額と決算額、施工範囲、各作業や材料購入の請負者の名前と支払い額を含む工事に係る行政手続きの内容が分かると共に、内匠寮、主殿寮京都出張所、そして、凶案の監修者である山高信離の三者が、緊密に連絡を取り合いながら凶案を検討し、工事を進めていく様子がうかがえる。ここで内匠寮は、毎年、宮内省内で予算取りと施工範囲について稟議にかけ、山高への監修を依頼、さらに、主殿寮京都出張所からの現場着手や予算、また凶案についての照会に対して回答していることから、少なくとも凶案については、明治宮殿の障壁画制作を行った経験を持つ内匠寮が、決定を行う立場にあったと分かる。

他方、主殿寮出張所は、山高監修の凶案が予算内に収まるか検討し、収まらなければ再度凶案を作成させ、画工に見積もりを出させている。加えて、予算に余裕が生じた際には、翌年の施工範囲を繰り上げることについて内匠寮に照会していることから、予算の使い方を中心とする事務作業を行う立場にあったと考えられる。ただし、落成上申が内匠寮から主殿寮に対して行われていることから、施工現場の監督や統括は、内匠寮が行なっていた可能性が高いが、本資料だけでは内匠寮と主殿寮出張所の業務分掌を厳密に把握することが難しい。また、本紙制作と縮写制作を担当した画工について、何故彼らが請負者となったのかは、本資料だけでは分からない。この工事における主殿寮京都出張所の具体的な業務内容を含め、本資料だけでは明らかにできない部分を探るためには、主殿寮出張所の工事関係書類をまとめたと考えられる、宮内公文書館での分類が「京都事務所―建築第一係」となっている工事録の調査が必要であるが、まずは、明治三四年（一九〇一）以降も続く二条離宮張付張替工事に関する内匠寮工事録について、稿を改めて紹介したい。

【注】

- (1) 筆者は、『研究紀要元離宮二条城』第一号（京都市文化市民局元離宮二条城事務所編・発行、二〇二二）において、これら明治期障壁画の面数や各図様等の概要について、また、本紙の制作者とされる竹内雅隆、岸九岳、望月玉泉、巨勢小石、原在泉について、それぞれの経歴、特に京都府画学校（現在の京都市立芸術大学）と内国絵画共進会との関わりについて紹介した。
- (2) 明治宮殿は、江戸城西の丸が明治六年（一八七三）に焼失した後、その跡地に建設された皇居を指す。明治二年（一八八八）に竣工し、昭和二〇年（一九四五）に空襲で焼失した。
- (3) 正倉院宝物を参照した意匠については、元離宮二条城事務所の元職員・高橋脩二氏による調査の新聞記事（平成六年六月二日付京都新聞記事「正倉院宝物文様から「コピー」」）が初出だが、その後、山崎鯛介「明治時代の二条離宮における入側天井・小壁の改修経緯と意匠変更の意図」（『日本建築学会学術講演梗概集（九州）』日本建築学会、二〇〇七、四三八頁）において、正倉院宝物に加えて平家納経の参照も指摘された。
- (4) 山崎鯛介前掲注（3）
- (5) 中谷至宏「象徴の場、維新後の二条城」（東京都江戸東京博物館・元離宮二条城事務所他編『二条城展』図録、京都市・読売新聞社・博報堂EJメディアパートナーズ、二〇二二、一七四頁）、恵美千鶴子「二条離宮と明治宮殿襖画のその後の影響／第三章明治の皇室に選ばれた表象」（『天皇の美術史 六 近代皇室イメージの創出 明治・大正時代』吉川弘文館、二〇二七、一九〇～一九二頁）
- (6) 本資料の内容に加え、以下を参考とした。「京都及奈良博物館建築工事録二十四冊のうち七冊／作品解説」（奈良国立博物館編・発行『特別陳列 帝國奈良博物館の誕生―設計図と工事録にみる建設の経緯―』二〇二二、六五頁）、今江秀史「資料紹介 明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録」（『研究紀要元離宮二条城』第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所編・発行、二〇二三、一九九頁）
- (7) 内匠寮は、皇室に係る施設の造営や管理を担った宮内省の一部局で、明治一八年（一八八五）から昭和二〇年（一八四五）まで存在した。（浅羽英男

- (8) 「内匠寮から管理部へ／第一部内匠寮とその始まりと変遷」鈴木博之監修『皇室建築 内匠寮の人と作品』建築画報社、二〇〇五、一八頁)
- (8) 主殿寮出張所は、明治一六年(一八八三)に桂宮家の今出川屋敷に置かれた宮内省京都支庁が、明治一九年(一八八六)に改組されて出来た宮内省の部局。京都とその周辺の皇室の施設管理を担った。大正一〇年(一九二一)には、内匠寮出張所に集約された。(降矢淳子「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」『研究紀要 元離宮二条城』第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所編・発行、二〇一三、一七四頁、及び宮内庁「宮内庁京都事務所の概要／京都御所」<https://kyoto-gosho.kunaicho.go.jp/report/2c3970ebf63c4f8a93c881819b5d16f-11026年三月七日閲覧>)
- (9) この竹内雅隆の「絵画縮写」については、本資料中に、縮写対象が何なのかを記す記載が無い。
- (10) 一回目の落成上申(整理番号:41)の内訳書では、巨勢小石の請負内容が「東溜間天井絵画」とだけなっており、縮写か本紙制作かが判別できないが、二回目の落成上申(整理番号:42)の内訳書では、岸九岳の「蘇鉄間絵画縮写」の下に巨勢小石の「東溜ノ間天井」と書かれており、この「同」は「縮写」と考えられる。
- (11) 『内匠寮 明治三十五年 工事録八』(識別番号:三九八八・八) 伺及往復に収録された明治三五年一月二日付、主殿寮出張所長から内匠頭への照会文のなかで、遠侍入側の新調する張付本紙について、予算は金箔無地で計上したため、概算稟議の「決裁額ハ無地金箔押ノ費額ニテ御決裁済ニテ無論模様取ハ不致モノト被存候」としていることから、「模様取」は即ち、文様や意匠を加えることと解釈できる。
- (12) 田中幽峰は、『意匠博覧』(全五二巻、一八九四〜一九〇一)、『工芸新図』(上下巻、一八九二)、『百蝶図案』(上下巻、一八九八)といった図案集を著作、発行している。『意匠博覧』の奥書に「京都市五条通西洞院東入廿番戸土族」とあり、「版權所有兼著作者／発行者」と記していることから、土族であり、かつ出版も自ら行なっていた人物であることが分かる。これ以外の経歴や画歴については手がかりが少なく、今後の課題である。
- (13) 中谷至宏「図九九 二の丸御殿黒書院牡丹の間天井画」解説(東京都江戸東
- (14) 京博物館・元離宮二条城事務所他前掲注(5)、二〇一、二頁)
- (14) 明治六年(一八七三)から宮内省に勤務した木子清敬(一八五二〜一九〇七)のこと。明治一四年(一八八二)から同二二年(一八八九)まで、御造営掛として明治宮殿の造営にも参加し、同二三年(一八九〇)からは内匠寮土木課長を務めた。(資料)奈良国立博物館前掲注(6)、七八頁、及び「付録 人物辞典」鈴木博之前掲注(7)、四二二頁)
- (15) 浅羽英男「第一期 明治前期(明治二二年の明治宮殿造営まで)／第一部内匠寮とその始まりと変遷」(鈴木博之前掲注(7)、二二〜二二頁)

別表

整理番号	日付 (※1)	内容	発信者 / 起案者 (※2)	宛先 / 決裁者 (※2)	文書番号 (内匠寮及び主殿寮出張所による)
1	30年12月22日	概算稟議一回目(三十一年度継続臨時費支出について)	内匠頭 股野琢	大臣	内匠寮第1号
6	31年1月28日	白書院入側の天井画及び長押上小壁張付の張替に係る費額と工事着手について照会。京都帝国博物館長へ図案監修を依頼して欲しい旨言い添え。	主殿寮出張所長 飯田巽	内匠頭 股野琢	匠1套第26号 主営甲第16号
2	31年2月9日	概算稟議二回目 (三十一年度二条離宮張付仕替費支出について)	内匠頭 股野琢	大臣	内匠寮第40号
3		概算書(二条離宮白書院入側天井画及び長押上小壁張付張替)		内匠頭 股野琢	匠2套第288号 臨第17号
4	31年2月9日	白書院入側の天井画及び長押上小壁張付の張替に係る費額と工事着手について回答。	内匠寮		匠1套第26号の2
5	31年2月9日	白書院入側の天井画及び長押上小壁張付の張替に係る図案監修を依頼。	内匠頭 股野琢	京都博物館長 山高信離	匠1套第26号の3
8	31年2月14日	図案監修について承諾の旨回答。	京都博物館長 山高信離	内匠頭	匠1套第26号の4 第127号
7	31年2月23日	帝国京都博物館長から監修承諾の回答について通知。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第26号の5
10	31年6月24日	帝国京都博物館長より送付の図案二案のうち乙案を採用で良いか照会。	主殿寮出張所長 心得 粟津職綱	内匠頭代理 文事 秘書官 股野琢	匠1套第26号の6 主営甲第56号
9	31年6月30日	帝国京都博物館長より送付の図案二案のうち乙案を採用して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第26号の7
11		二条離宮白書院入側天井並壁張付張替工事の完了を上申(一回目内匠寮内)	主任内匠寮技手 柴田四子吉		臨第17号
13	31年12月26日	概算稟議一回目(三十二年度継続臨時費支出について)	内匠頭 堤正誼	大臣	内匠寮第1号
12	32年1月17日	二条離宮白書院入側天井並壁張付張替工事の完了を上申(二回目内匠寮から主殿寮出張所へ)	主任内匠寮技手 柴田四子吉	主殿寮出張所長 心得 粟津職綱	臨第17号
17	32年1月19日	黒書院入側の天井画及び長押上小壁張付張替に係る費額と工事着手について照会。京都帝国博物館長へ図案監修を依頼して欲しい旨言い添え。	主殿寮出張所長 粟津職綱	内匠頭 堤正誼	第34号 主営甲第3号
14	32年2月1日	概算稟議二回目 (三十二年度二条離宮張付仕替費支出について)	内匠頭 堤正誼	大臣	(欠)
15		概算書(二条離宮黒書院入側天井画及び長押上小壁張付張替費)		内匠頭 堤正誼	臨第8号
16	32年2月8日	黒書院入側の天井画及び長押上小壁張付張替に係る費額と工事着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第22号の2
18	32年2月8日	黒書院入側の天井画及び長押上小壁張付張替に係る図案監修を依頼。	内匠頭	京都博物館長	匠1套第22号の3
19	32年2月14日	図案監修について承諾の旨回答。	京都博物館長 山高信離	内匠頭 堤正誼	匠1套第22号の4 第51号
20	32年2月27日	帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良いか照会。	主殿寮出張所長	内匠頭	匠1套第54号 主営甲第14号
21	32年3月1日	図案は大方のものなので黒書院上段の(現:一の間)天井画を参照して詮議するため同天井画の縮写を制作して送る様回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第54号の2

明治期障壁画制作に係る内匠寮工事録（一）明治三十一年から同三十三年まで（中野）

22	32年3月30日	黒書院上段（現：一の間）の天井画縮写を制作したので送ること、また詮議の結果について照会。	主殿寮出張所長 心得 栗津職綱	内匠頭 堤正誼	匠1套第54号の3 主営乙第6号
23	32年4月4日	黒書院上段その他の縮写について了承。また帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第54号の4
25	32年7月4日	黒書院東溜の間（現：東入側）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付張替工事は三十三年度施工予定だったが経費に余裕が生まれたため三十二年度に繰り上げる。ついでに帝国京都博物館長より送付の図案に基づいて着手して良いか照会。	主殿寮出張所長 心得 栗津職綱	内匠頭 堤正誼	匠1套第166号 主営甲第34号
27	32年7月4日	黒書院東溜の間（現：東入側）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付張替工事は三十三年度施工予定だったが、経費に余裕が生まれたため三十二年度に繰り上げる。ついでに、帝国京都博物館長より送付の図案に基づいて着手して良いか照会。	主殿寮出張所長 心得 栗津職綱	内匠頭 堤正誼	主営甲第34号
24	32年7月5日	黒書院東溜の間（現：牡丹の間）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付張替工事は帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良い旨回答。	主殿寮出張所長 心得 栗津職綱	内匠頭 堤正誼	匠1套第166号の3
26	32年7月13日	木子技師より指示があった黒書院東溜の間（現：東入側）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付の在来「模様図」を送付。	主殿寮出張所	内匠寮	匠1套第166号の2 主営甲第38号
28	32年12月23日	概算稟議一回目（三十三年度継続臨時費支出について）	内匠頭 堤正誼	大臣	内匠寮第1号
34	33年1月9日	大広間天井張付の張替に係る費額と工事着手について照会。京都帝国博物館長へ図案監修を依頼して欲しい旨言い添え。	主殿寮出張所長 中川忠純	内匠頭 堤正誼	匠1套第8号 主営甲第4号
29	33年1月20日	概算稟議二回目 （三十三年度二条離宮張付仕替費支出について）	内匠頭 堤正誼 代理 調査課長 伯爵 廣橋督光	大臣	内匠寮第16号
30		概算書（二条離宮大広間入側天井画張替）		頭代理 廣橋	臨第8号
33	33年1月23日	大広間入側の天井張付張替に係る費額と工事着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第8号の2
35	33年1月23日	大広間天井張付の張替に係る図案監修を依頼。	内匠頭 堤正誼	京都博物館長 山高信離	匠1套第8号の3
36	33年2月5日	図案監修について承諾の旨回答。	京都博物館長 山高信離	内匠頭 堤正誼	匠1套第8号の4
41	33年3月21日 （立案）	二条離宮黒書院張付仕替工事の完了を上申（一回目内匠寮内）。			臨第8号
42	33年3月21日	二条離宮黒書院張付仕替工事の完了を上申（二回目内匠寮から主殿寮出張所へ）。	主任内匠寮技手 柴田四子吉	主殿寮出張所長 中川忠純	臨第8号
32	33年3月23日	三十二年度分の残額を三十三年度分に繰り越すことについて照会。	主殿寮出張所長 中川忠純	内匠頭 堤正誼	匠1套第225号 主営甲第22号
38	33年3月23日	三十二年度分の残額を三十三年度分に繰り越すことについて照会。	主殿寮出張所長 中川忠純	内匠頭 堤正誼	匠1套第225号 主営甲第22号
31	33年3月29日	二条離宮張付仕替費増支出について稟議	内匠頭 堤正誼	大臣	内匠寮第88号
37	33年3月29日	三十二年度分の残額を三十三年度分に繰り越すことについて内匠寮内で決裁が取れた旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第225号の2

40	33年6月2日	帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良いか照会。	主殿寮出張所 営繕係	内匠頭 堤正誼 内匠寮 庶務課	匠1套第110号 主営甲第35号
39	33年6月13日	帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第110号の2
43	34年1月29日 (立案)	二条離宮大広間天井張付仕替工事の完了を上申(一回目内匠寮内)。			匠第154号
44	34年1月29日	二条離宮大広間天井張付仕替工事の完了を上申(二回目内匠寮から主殿寮出張所へ)。	主任内匠寮技手 柴田四子吉	主殿寮出張所長 中川忠純	臨第8号

※1 「日付」は、照会や回答、書簡の場合は、発信元/差出人が記す日付を、稟議や上申の場合は、決裁日が記載される場合は決裁日を、決裁日が記されない場合は立案日を記し、文章中に何も日付が無い場合は空欄とした。

※2 人名が記されない場合は空欄とした。